第２部

朝霞市の男女平等推進施策の実施状況

朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画

（平成23年度～平成27年度）　　（抜粋）

1　計画の重点課題と施策目標

「朝霞市男女平等推進条例」の基本理念を踏まえ、計画の基本理念と実現への基本的な視点に基づいて、この計画の重点課題と施策目標を次のように設定しました。

〔条例の基本理念〕

1 男女の個人としての尊重と性別による差別的取扱いを受けないこと
2 性別役割分業意識の解消と自己決定権の確立
3 政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
4 家庭生活･社会生活活動への男女の対等な参画
5 あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
6 市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
7 国際的な協力の下での推進

〈計画の基本理念〉

男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

〔基本理念実現への基本的な視点〕

1 男女平等社会像の提案
2 絞り込んだ施策目標の設定
3 多様なライフコースへの配慮

〈計画の重点課題〉

1 男女平等の意識づくり
2 男女平等が実感できる生活の実現

〔計画の重点プロジェクト〕

1 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
2 異性間暴力の防止プロジェクト
3 子育て世代の男女応援プロジェクト
4 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

〈計画の施策目標〉

1 男女平等を進めるための積極的な情報提供
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画
5 男女の自己実現支援

■1　重点課題

（1）男女平等の意識づくり

急速な社会環境の変化とともに、男女ともに多様なライフコースが志向されるようになってきています。しかしながら、家庭や地域・職場等の市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、現実生活と意識との矛盾が大きくなっています。そのため、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人の視点からの、男女平等の意識づくりに向けた重点的な取り組みが求められています。

（2）男女平等が実感できる生活の実現

朝霞市男女平等推進条例は、あらゆる人々が、性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とするとしています。少子高齢社会への対応としても、また、増え続けるストレスや自他に向けられた暴力などの深刻な課題を解決するためにも、朝霞市民の一人一人が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し合える、男女平等が実感できる生活の実現に向けた重点的な取り組みが求められています。

■2　施策目標

（1）男女平等を進めるための積極的な情報提供

朝霞市が目指す男女平等の社会像について、市民一人一人の理解が深まるよう積極的な情報提供に努めます。

（2）男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるよう、男女平等を進める生涯にわたる教育・学習体系を確立します。

（3）性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」について周知を図るとともに、異性間におけるあらゆる暴力の否定について社会的認識を徹底するなど、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会を目指します。

（4）政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進します。

（5）男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援します。

2 重点プロジェクト

この計画の基本理念「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、重点課題を解決するために次の4つの重点プロジェクトを設定し、重点的・優先的に推進します。

「男女（ひと）の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～」
- 男女平等の教育・学習推進プロジェクト
- 異性間暴力の防止プロジェクト
- 子育て世代の男女応援プロジェクト
- 男女平等推進拠点づくりプロジェクト

■1　男女平等の教育・学習推進プロジェクト

（1）背景

「市民意識調査」結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人が賛成する人を上回っておりますが、平成20年時から比べると否定派が減少し肯定派が増加している傾向です。また、「男性がメインで女性はサブでいい」 といった性別による固定的な役割分業意識がいまだに根強く残っています。

このような考え方を解消し、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるように、市民一人一人が生涯を通じて男女平等の教育機会を得、学習を続けることができる環境づくりが必要です。

（2）基本的な考え方

学校においては、小・中学生が男女平等や“個”の自立について具体的に考え、実感できる教育プログラムの充実に努めます。男女がともに自立した人間としてお互いに尊重しあう家庭を築き、暮らしを通して子どもへ男女平等の教育・学習がなされることを促進します。また、地域等では、男女のライフプランを学習する機会や、地域コミュニティ活動の機会に男女平等の視点を積極的に絡めるなど、生涯学習活動、地域組織活動と連携した取り組みを進めます。

（3）主要な施策

○男女平等の教育プログラムの充実
○男女が平等な家庭生活の情報提供
○家庭教育についての学習機会の提供
○男女平等に関する生涯学習の推進

■2　異性間暴力の防止プロジェクト

（1）背景

平成21年度の「女性総合相談」で、「暴力」そのものについての相談は13件ですが、「市民意識調査」結果によると、回答した女性の1割強が身体的暴力を、1割が性的暴力を、3割強が精神的暴力を経験しており、顕在化しているのは“氷山の一角”であることが推測されます。

（2）基本的な考え方

学校はもとより、家庭、地域、職場等において暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて積極的な情報提供に努めます。また、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（平成22年3月策定）に基づき、この基本計画に位置づけられた諸事業の推進に努めます。

（3）主要な施策

○異性間暴力が犯罪であることの周知
○相談体制の充実
○庁内の保護・支援体制の確立
○関係機関と連携した被害者の保護、自立支援
○「配偶者暴力相談支援センター」の設置

■3　子育て世代の男女応援プロジェクト

（1）背景

30歳代人口が多いことが朝霞市の特徴の一つですが、30歳代女性の労働力率は5割と低く、男性が継続就労するのに対して、女性は子育て専業の割合が高くなっています。しかしながら、「市民意識調査」結果では、30歳代無職の女性の約9割が就業を希望しています。子育てそのものについての社会的な支援体制は整いつつありますが、子育て世代の社会参加や、男性の家事・育児参画、女性の再就労準備などへの支援はまだ十分とは言えない状況です。

（2）基本的な考え方

男女がともに家事や子育てを担い、子育てをしながら就労・学習・社会活動への参加ができる環境づくりを進めます。再就職、起業をはじめ、社会・地域活動への参画などに向けた女性の能力開発を支援します。

（3）主要な施策

○子育て家庭における男性の家事・育児参画応援
○男女がともに参加しやすい活動への配慮
○家庭と職業の両立支援
○女性の能力開発支援

■4　男女平等推進拠点づくりプロジェクト

（1）背景

「朝霞市男女平等推進条例」にも必要性がうたわれているように、男女平等を推進するための「総合的な拠点施設の設置」が求められています。

（2）基本的な考え方

推進拠点でどのような男女平等にかかわる活動を誰がどのように展開するのかなど、推進拠点のコンセプトと必要な機能、運営方法などについて市民と協働しながら検討します。

（3）主要な施策

○推進拠点施設の設置に向けた検討

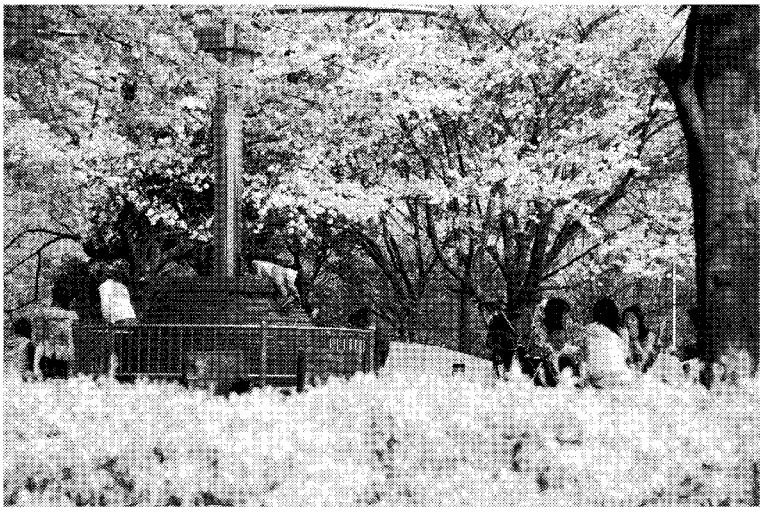

3 施策の体系

この計画は次のような体系に沿って展開します。

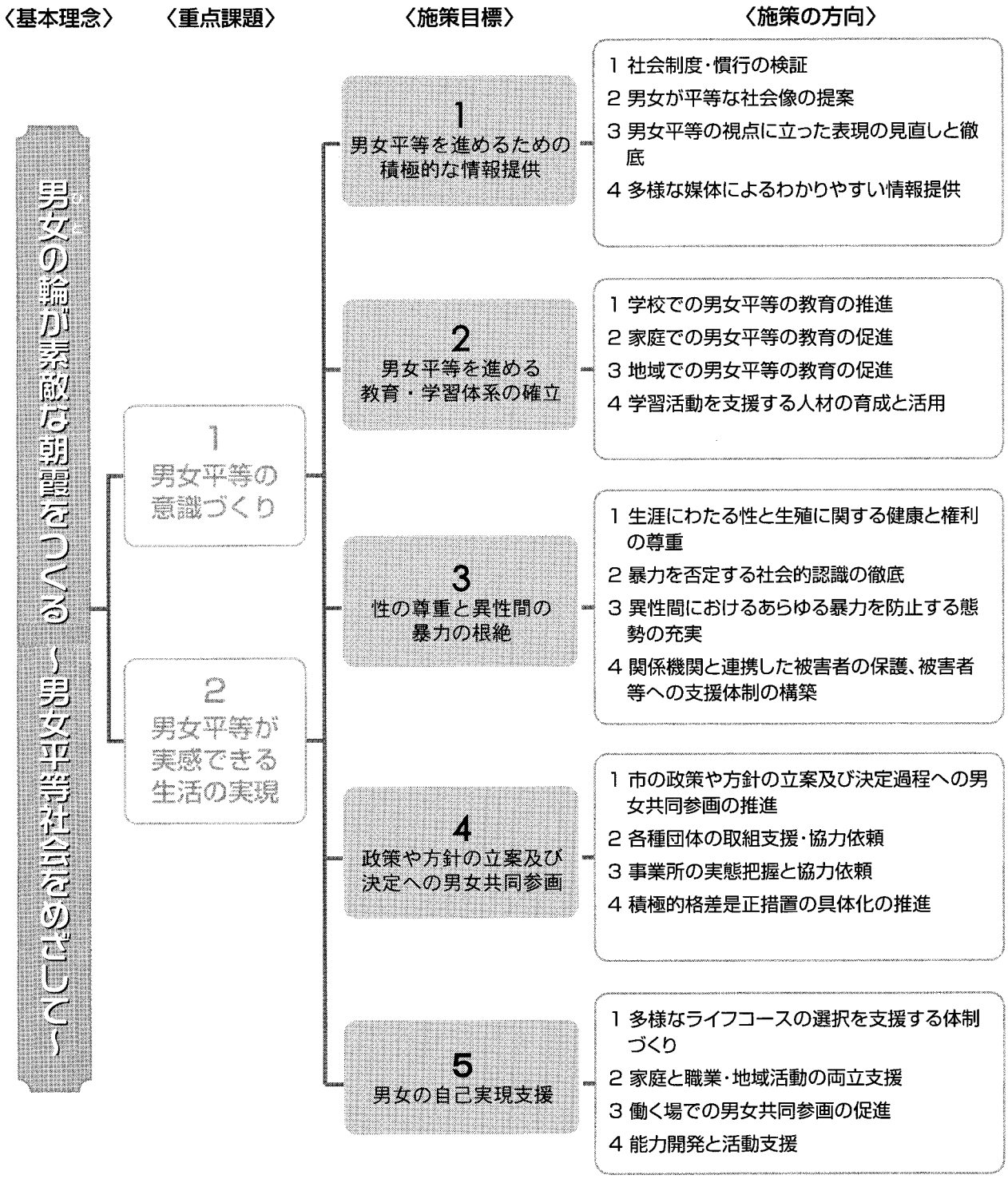

4 計画の構成・期間

「朝霞市男女平等推進行動計画」は「基本計画」と「実施計画」をもって構成します。

「基本計画」の期間は平成18年度から平成27年度の10年間で、うち、平成18年度から平成22年度を「前期」、平成23年度から平成27年度を「後期」として、男女平等推進の基本的な方向性を示した計画とします。ただし、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」の期間は3年間で、「基本計画」で定めた施策等に基づく、男女平等推進の具体的な事業内容を示した計画とします。

■計画の構成と期間

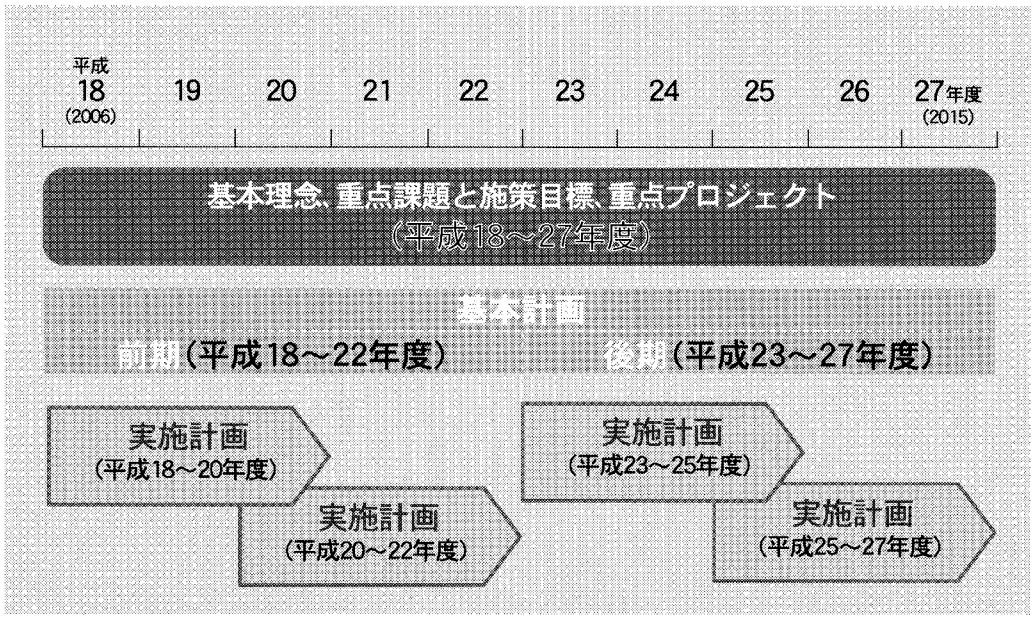

【朝霞市男女平等推進事業評価】

●朝霞市男女平等推進事業評価とは

男女平等の推進に関する市の事業等を、朝霞市男女平等推進事業評価基準に基づき、企画立案段階及び実施後の段階において、男女平等の視点から捉え、評価をするものです。

朝霞市男女平等推進事業評価基準の基本方針 市の事業等の評価は、条例の基本理念を踏まえ、あらゆる分野において男女平等を推進する観点から、市の事業等の企画立案段階及び実施後の段階を男女平等の視点から検証し、再構築することを目的として行う。

●評価のねらい

男女平等の推進に関する市の事業等について、企画立案段階及び実施後の段階において、男女それぞれに対する効果を分析すること等を通じて、男女平等の視点を定着・深化させ、また、事業等の実施主体が男女平等に敏感になることを目的としています。

●評価のメリット

◇　市の事業等の企画立案もその成果も、男女平等の観点から問い直すことで、よりきめ細かく男女平等の推進を図ることができます。

◇　結果を市民に広く公表することにより、市政運営の透明性を図り、行政施策に関する市民への説明責任を果たします。

◇　評価結果を分析することを通じ、また、評価結果から得られる市民の声を通じて、事業等の改善につなげ、より一層の男女平等推進を図ることができます。

●評価の流れ

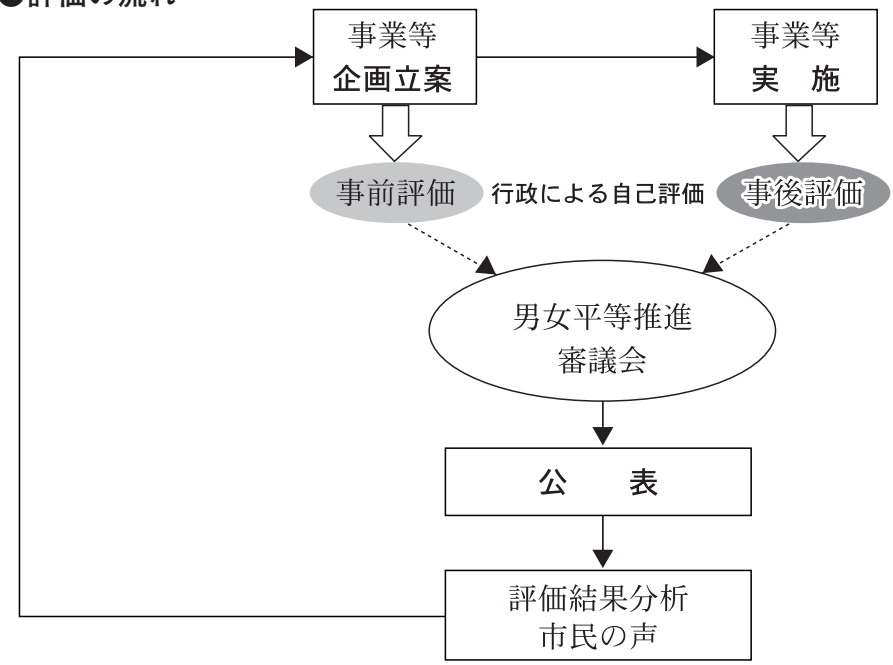

●**チェック項目**…各々の事業の企画立案及び実施の段階で、下記にある項目について、チェックし、配慮した具体的内容を記載します。

□	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。
□	女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。
□	事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。
□	社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。
□	事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。

●**評価**…各施策目標に対する事業達成状況を各々の事業ごとに5段階＊で評価しています。

＊基準　達成された：5　ほぼ達成された：4　あまり達成されていない：3
達成されていない：2　実施していない：1

(注)34ページからの【平成23年度事業等の実施状況】表中、「事業達成状況」の欄に掲載しています。

【平成 23 年度実施事業　５つのチェック概要】

朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成２３年度～平成２５年度）に位置づけた１４３事業（回答調書数　３６３件）に、担当部署がチェックを行った結果は次のとおりです。

１．チェック結果

	項　　目	チェック数
①	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。	１２０件
②	女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。	１６８件
③	事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。	１９４件
④	社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。	１５１件
⑤	事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。	１５１件

２．事業の企画立案及び実施の段階で、男女平等に配慮した具体的内容

＊重複する内容が多くあるため、次のとおりまとめました。

① 事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したか。

- **事業の参加者へのアンケートなどで、男女別に意見やニーズを把握した。**
- 審議会等の委員構成等の調査を実施して委員数など男女別に把握した。

② 女性、男性双方の実際的なニーズ把握や利用・参加しやすい形態を考案したか。

- 各種申請書や申込書で不必要な「世帯主」欄や「性別」欄を削除した様式で対応している。
- 男性と女性の相談員を配置した。
- **事業や会議等を夜間や土・日曜日に実施するなど、男女双方が参加しやすいよう配慮した。**
- **開催する講座に保育をつけた。**
- **情報をホームページにも掲載し、より多くの人が情報を得られるようにした。**

③ 事業を通じ、男女平等のより積極的な推進が図れるか、または、図れたか。

- 男女双方が関心を持てるような内容の子育て講座を開催し、男女双方の子育て参加を促進した。
- 男女にかかわらず活躍できるよう活動を支援した。
- 男女の体力差が試合結果に直接的に反映しづらい種目を取り入れた。
- 男女問わず起業を考えている方から開業後間もない方まで、トータル的にサポートできるように各事業を組み合わせた。

④ 社会（行政、地域、家庭、学校、企業等）における女性、男性の多様な役割と可能性への考慮がなされたか。

- 広報物を作成する際、男女の役割分担を決めるような表現はしないよう配慮した。
- 男女双方が参加しやすいよう広報やチラシ・ポスターの表現に配慮した。
- 男性に対しても、育児に関しての情報提供を行った。
- 男女の区別なく、教育機関に職員を派遣した。

⑤ 事業の企画・立案・決定あるいは実施の各段階において、職員間での女性・男性双方の参画が図れたか。

- 「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」の構成数を男女ほぼ同数にできた。
- 業務を進めていくに当たり、男女双方の職員からの意見を取り入れた。
- 冊子、パンフレット等の作成に当たり、男女双方で意見を出し合った。
- 担当に女性職員と男性職員を配置し、内容の見直しを図った。
- 男女双方の職員が事業の企画・実施を担当した。

□実施計画 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	行動計画策定時値 平成１６年７月 （注１）	平成２０年度の値 平成２０年７月 （注２）	現状値 平成２２年６月 （注２）	実施計画数値目標 （平成２３年度～平成２５年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
男女平等を進めるための積極的な情報提供	社会制度・慣行の検証	1	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	９．８％	１２．０％	８．４％	１４．０％	20.0％
		2	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を知っている職員の割合	―	７０．９％ （平成２０年９月）	85．７％ （平成２３年３月）	100．０％	―
		3	「男女平等苦情処理委員」、「人権擁護委員」の設置を知っている市民の割合	４．６％	４．５％	１６．４％	２８．０％	―
	男女が平等な社会像の提案	4	３０歳代配偶者・子ども有り・無職女性の「生活で優先することの現実と希望の格差指数（希望－現実）」１．５以上の割合（注３）	６３．７％	―	54．5％	46．0％	35.0％
		5	「男は仕事・女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合	３９．６％	48．2％	32．2％	58．0％	―
	男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	6	「表現ガイド」に基づいた、庁内の自己チェックの実施	―	1回／年 （全庁）	1回／年 （全庁）	1回／年	1回／年
	多様な媒体によるわかりやすい情報提供	7	朝霞市で実施している男女平等を進めるための取組をどれか１つでも「知っている」市民の割合	４０．６％	46．2％	３７．６％	55．0％	60.0％
男女平等を進める教育・学習体系の確立	学校での男女平等の教育の推進	8	小・中学校における男女平等に関する教育時間数	―	１時限以上／年 （中学校）	１時限以上／年 （中学校）	全学年１時限／年	全学年１時限／年
	家庭での男女平等の学習の促進	9	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	１６．１％	２４．１％	１９．７％	29．0％	30.0％
	地域での男女平等の学習の促進	１０	「朝霞市男女平等推進条例の制定」を知っている市民の割合	８．０％	１０．４％	９．４％	12．0％	20.0％
	学習活動を支援する人材の育成と活用	１１	（仮称）男女平等推進人材データベース登録者数	―	５人 ＊男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	４人 ＊男女平等推進事業企画・運営協力員の登録数	１０人	30人

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	行動計画策定時値 平成１６年７月	平成２０年度の値 平成２０年７月	現状値 平成２２年６月	実施計画数値目標（平成２３年度～平成２５年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
性の尊重と異性間の暴力の根絶	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	１２	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	―	９．６%	３．０%	１０．０%	２０．０%
	暴力を否定する社会的認識の徹底	１３	身体的ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある女性の割合	―	１１．６%	１４．８%	９．０%	―
		１４	夫や恋人から暴力を受けた場合に誰かに相談する女性の割合	５３．２%	６４．６%	６８．７%	８０．０%	８０．０%
	異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	１５	「女性総合相談の実施」を知っている女性の割合	１２．５%	１８．４%	１４．４%	２２．０%	２２．０%
		１６	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ法）」を知っている市民の割合	―	―	８５．３%	９０．０%	―
	関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	１７	連携できる民間被害者支援機関・団体等の箇所数	―	―	０	１か所	１か所
		１８	「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」の実施	―	―	―	平成２３年度	―
政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	１９	審議会等の女性委員登用率	３１．１%（平成17年３月）	３３．２%（平成２０年３月）	３７．２%（平成２２年３月）	４０．０%	４５．０%
		２０	係長級以上の市職員に占める女性の割合	１２．７%（平成17年４月）	１４．３%（平成２０年４月）	１５．１%（平成２２年４月）	１８．０%	―
	各種団体の取組支援・協力依頼	２１	自治会長の女性比率	１２．２%（平成17年４月）	９．２%（平成２０年９月	７．８%（平成２２年４月）	１５．０%	２０．０%
	事業所の実態把握と協力依頼	２２	市内事業所における管理職等の女性比率	３．６%（平成１６年６月）	４．７%（平成２０年９月）	１５．７%（平成２２年６月）	２０．０%	２０．０%
	積極的格差是正措置の具体化の推進	２３	「積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）」をよく知っている市民の割合	４．９%	６．３%	７．９%	１１．０%	１３．０%

施策目標	施策の方向	指標番号	指　　標	行動計画策定時値 平成１６年７月	平成２０年度の値 平成２０年７月	現状値 平成２２年６月	実施計画数値目標（平成２３年度～平成２５年度）	行動計画における平成２７年度の目標値
男女の自己実現支援	多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	２４	「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	―	―	０．７%	５．０%	２０．０%
	家庭と職業・地域活動の両立支援	２５	３０歳代配偶者・子ども有り男性の１週間の平均無償労働時間	６．６時間	３．５時間	20.1時間	25時間	25時間
	働く場での男女共同参画の促進	２６	「職場の中で男女の地位は平等である」とする女性の割合	８．７%	１３．１%	１２．２%	１６．０%	２０．０%
	能力開発と活動支援	２７	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（２０～５０歳代）の割合	―	１６．８%	１５．４%	２０．０%	２０．０%
		２８	市が実施する能力開発に関わる事業に参加した女性の数	―	９人 （平成２０年度）	２５人 （平成２１年度）	30人／年	―

注１　「行動計画策定時値」は、朝霞市男女平等推進行動計画（平成１８年３月）策定のため平成１６年７月に実施した、「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。

２　指標番号が網掛けになっている指標の「平成２０年度の値」は、平成２０年７月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で、その次の「現状値」は、平成２２年６月に実施した「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」で得た値です。それ以外の（　）内に記述のあるものについては、その時点での実績、または、アンケート調査による値です。

３　「現実と希望の格差指数」とは、アンケート設問「現実で優先すること」、「希望として優先すること」において、「自分の活動に専念」を（＋２）、「どちらかといえば自分の活動を優先」を（＋１）、「自分の活動と家庭生活を同時に重視」を（０）、「どちらかといえば家庭生活を優先」を（－１）、「家庭生活に専念」を（－２）として、性別、配偶者・子どもの有無、就労の状況別に抽出し「希望」の選択肢数値から「現実」の選択肢数値を引いた結果が１.５以上の方の割合。

平成 23 年度
男女平等推進事業等の実施状況

【平成２３年度 事業等の実施状況】

※（再掲）の事業は、事業名欄を網掛けにしています。
※全庁で取り組む事業については、選定して掲載しています。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	1 社会制度・慣行の検証	① 男女平等の視点からの社会制度の検証・問題提起	① 施策や事業の展開の見直し促進	全庁（市政情報課）	広報及びホームページにおいて、性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。
				全庁（建築課）	各種届の受理やそれに伴う交付・各種証明の発行・交付等の業務全般について、今までの慣行等にとらわれ、不必要に世帯主を記載させるような申請書等がないか等、見直しを行った。
				全庁（出納室）	会計事務及び審査事務における適切な役割分担定期的に担当する業務の交代及び当番決めにおける平等な分担
			② 調査等による実態把握	人権庶務課	「男女平等に関する市民意識調査」及び「市内事業所アンケート調査」を実施しなかったが、調査結果について、「広報あさか」のコラムのテーマを「市民意識調査結果から見えてきたこと」と題し、広く情報提供を行った。
			③ 「朝霞市庁内男女平等推進指針」の推進	人権庶務課	「朝霞市庁内男女平等推進指針」を庁内にＰＲし、市の施策や事業を男女平等の視点から見直すよう依頼した。男女平等推進条例、男女平等推進行動計画及び、実施計画に基づく男女平等の推進について考慮した事業を実施するよう幹事会を通して庁内に知らせた。
		② 男女平等を阻害する慣行の見直し	① 男女平等を阻害する慣行の是正提案	人権庶務課	「男女平等に関する市民意識調査」の調査結果について「広報あさか」等を通じて広く情報提供を行った。ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じた情報提供を実施した。また、「広報あさか」では、男女平等推進事業企画・運営協力員との協働のもと、「市民意識調査結果から見えてきたこと」と題し、男女平等を阻害する慣行の是正について提案した。
			② 県条例・市条例の周知徹底	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」及び男女平等推進情報紙「そよかぜ」における情報掲載や日常的に情報を掲載したリーフレットの配布を行った。男女共同参画週間において市庁舎でパネル展を実施し、情報の掲示を行った(6月)。平成23年度版年次報告書に朝霞市男女平等推進条例を掲載した。
			③ 男女平等苦情処理委員等の周知	人権庶務課	男女平等苦情処理委員について、年3回「広報あさか」とホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載し周知した。人権擁護委員の制度、活用について、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」を通じて、広く周知するとともに、研修会やパネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットなどを配布して周知を図った。また、人権擁護委員と協働し街頭啓発活動も実施した。
	2 男女が平等な社会像の提案	① 男女平等社会の具体像の周知	① 男女共同参画社会像の周知	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」において情報を掲載したリーフレットを市役所や公共施設において配布した。また、男女共同参画週間(6月)に併せ、情報掲示を行った。(パネル展)
			② 男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。(9月、3月) 9月「イクメンデビューしてみませんか？」 3月「防災について身近なことから取り組んでみませんか」

※各施策目標に対する「事業達成状況」を各々の事業ごとに５段階で評価しています。
評価基準（達成された→５　ほぼ達成された→４　あまり達成されていない→３　達成されていない→２　実施していない→１）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
常に男女平等に配慮し、性別による固定的分業意識にとらわれないよう留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
職員同士で検討を行い、申請書の記載や窓口対応での情報の収集において配慮を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
職員に男女平等の視点が定着し、男女平等意識の醸成が図られるよう、内部事務の執行に際して、平等な役割分担と情報提供に配慮した。	4	事務の執行過程における潜在的な役割分担意識を排除していく。
平成23年度は「男女平等に関する市民意識調査」及び「市内事業所アンケート調査」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。	5	継続的な調査の実施による統計データ比較を行っていく。
庁内の男女平等を推進する男女平等推進プロジェクトチームの役割を加えた位置づけである、男女平等推進庁内連絡会議幹事会を活用し、推進強化の体制を図った。	5	指針を毎年ごと定期的に庁内に啓発通知し、個々の職員はもとより職場としての意識づくりを促していく。
性別による固定的な役割分業意識の解消に向けた社会的慣行是正の提案を行った。具体的には、毎月１日号に「朝霞市は男女平等を進めています」のコラムを掲載し、社会制度・慣行を見直す機会提供とした。	5	日常的な事柄について、改めて見直すことができるよう分かりやすい情報の提供に努める。
男女共同参画週間の機会を利用し、市庁舎に情報を掲示することができた。	5	条例と身近な暮らしとの関わり、条例制定の意義の啓発を行う。
男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知を図るとともに、街頭での啓発活動の実施や研修会、パネル展等での啓発パンフレット等の配布などを行い、広く周知した。ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して、「埼玉人権啓発活動ネットワーク協議会」や「人権啓発活動ネットワーク協議会（全国）」のホームページをリンクさせるなど、人権擁護委員の活用や法的救済制度の周知を図った。また、研修会やパネル展などの開催に合わせパンフレット等を配布し周知を図った。	5	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員を気軽に活用できるよう、「広報あさか」等の掲載に当たっては、活動内容を具体的に載せるなど、分かりやすい広報に努める。
毎月「広報あさか」に関連情報を掲載したほか、リーフレットに情報を掲載し、より情報が目につきやすいようにした。	5	身近な事柄から、市民に男女共同参画社会がどのようなものかが理解しやすい情報の提供を行っていく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	2 男女が平等な社会像の提案	② 男女が平等な生活提案の実施	① （再掲）男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。(9月、3月) 9月「イクメンデビューしてみませんか？」 3月「防災について身近なことから取り組んでみませんか」
		③ 男女平等について調査研究の実施	① 「年次報告書」の発行	人権庶務課	年次報告書を発行した。(12月)
			② 国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議(島根県松江市10/14，15)へ公募市民2人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。
	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	① 市の広報活動、刊行物における表現の徹底	① 性別役割分業是正の観点での行政発刊物の作成・見直し	全庁（人権庶務課）	男女平等推進関連のパンフレットや啓発冊子、リーフレット等について、改めて性別役割分業是正の観点から点検を行った。他課の発行物についても男女平等の観点に立った表現となるよう助言をした。
				全庁（資源リサイクル課）	啓発冊子の作成にあたり、「表現ガイド」に基づき、チェックを行った。情報誌「エコネットあさか」を年2回発行。6月は各4,000部、12月は全戸40,000部
				全庁（議会総務課）	イラストを選ぶ際に、性別による固定的な役割分業意識にとらわれず選定するよう配置した。
			② 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」における表現の留意	市政情報課	人権庶務課からの原稿等、団体・事業者等へ男女平等に関する情報を「広報あさか」(毎月1日・15日の2回発行)に掲載し、ホームページ「ふれあいネットアサカ」へも掲載し、情報提供を行った。
			③ 「表現ガイド」の活用	人権庶務課	市独自の「表現リーフレット」を作成し、埼玉県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」と併せて有効活用するよう、庁内連絡会議や同会議幹事会等の機会を捉えて指示した。
		② 団体・事業者等へ自主的な取り組みを促進	① 団体・事業者等への周知・情報提供	人権庶務課	市独自の「表現リーフレット」を作成し、公共施設にリーフレットを設置した。
				市政情報課	人権庶務課からの原稿等、団体・事業者等へ男女平等に関する情報を「広報あさか」(毎月1日・15日の2回発行)に掲載し、ホームページ「ふれあいネットアサカ」へも掲載し、情報提供を行った。
				産業振興課	国県等の刊行物を窓口へ設置するなど、関連する情報を提供した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
朝霞市における男女平等の推進状況について、統計的な比較ができるような構成をした。	5	統計データの工夫により、男女平等状況の推移がより分かりやすく把握でき、分析できるようにすることと、計画に基づく実施事業内容を分かりやすく情報掲載する。
男女平等をめぐる国内外の動向の日常的な把握に努め、「広報あさか」や個別の質問への対応など、必要に応じた情報提供を行った。	5	国内外の男女平等をめぐる動向を収集し、分かりやすい情報提供をしていく。
あらゆる刊行物について、イラストの色や男女の位置、服装なども含め、性別役割分業是正の観点での作成を行った。	5	新たに作成する刊行物についても配慮していく。
発行物の企画立案の段階から男女双方の委員間において意見交換を行い、性別役割分業意識にとらわれないよう配慮した。	5	今後も引き続き表現等に配慮する。
選定の際に、偏ったイメージになっていないかを再確認した。	5	イラストに人物を掲載の際は、男女平等に配慮する。
人物に関するイラストの性別について、またその色使いを適切に使用した。	5	今後も引き続き配慮していく。
市独自の「表現リーフレット」を作成し、庁内連絡会議や同会議幹事会を通して全庁に向け、行政発行物の点検を促すことができた。	5	「表現リーフレット」の有効活用をしていく。
市独自の「表現リーフレット」を作成し、団体への周知を促すことができた。	5	団体・事業者等への情報提供機会の充実を図る。
性別による固定分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
資料の設置場所を見やすくするなど環境を整える。	4	引き続き、資料設置場所の環境整備を行う。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
1 男女平等を進めるための積極的な情報提供	3 男女平等の視点に立った表現の見直しと徹底	③ 情報活用能力の向上	① 男女平等の視点に立った表現の推進	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じて男女平等の視点に立った表現についての情報提供を行った。他課が発行する啓発物についても、適切な表現とするように助言を行った。
			② 情報活用能力（メディア・リテラシー）の向上のための学習情報提供	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」、啓発冊子等を通じて男女平等の視点に立った表現についての情報提供を行った。また、市独自の「表現リーフレット」を作成し公共施設に設置した。
				公民館	関係各課の主催事業における部屋の提供及び啓発物(ポスター・チラシ・冊子等)の掲示・配布を行った。また、各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。 中央公民館：悠ゆう大学、人権教育講座 東朝霞公民館：人権教育講座 西朝霞公民館：人権教育講座 北朝霞公民館：人権教育講座 内間木公民館：人権教育講座
	4 多様な媒体によるわかりやすい情報提供	① 男女平等に関わる情報提供体制の充実	① 「広報あさか」や「ふれあいネットアサカ」での情報提供の充実	人権庶務課	ホームページ「ふれあいネットアサカ」の「あさか男女の輪サイト」から、平成23年度に発行した男女平等推進情報紙「そよかぜ」、年次報告書、「あさか女と男セミナー」の開催等の情報を発信した。
				市政情報課	「広報あさか」を毎月1日・15日に発行し、(毎号43,700部)、ホームページ「ふれあいネットアサカ」の更新を行い(2,672頁)、最新情報を794件掲載した。
			② （再掲）男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。(9月、3月) 9月「イクメンデビューしてみませんか？」 3月「防災について身近なことから取り組んでみませんか」
		② 出前講座の活用	① 男女平等に関わる出前講座の実施	人権庶務課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー：2件　分野：くらし 「女と男が輝いて-男女平等について-」(子ども向けあり) 「デートＤＶ－これって愛？－」
				生涯学習課	登録メニュー　分野：くらし 「女と男が輝いて-男女平等について-」(子ども向けあり) 「デートＤＶ－これって愛？－」
		③ 男女平等に関わる情報のバリアフリー化	① 外国語による生活情報の提供	全庁（市政情報課）	外国人ハンドブックを外国人登録に来庁された方に配布した。これまで、英語版250部、中国語450部、ポルトガル語150部、ハングル語200部を配布した。
				全庁（健康づくり課）	予防接種と子どもの健康(冊子)　英語版、中国語版、タガログ語版、ポルトガル語版、韓国語版の提供 予防接種予診票　英語版、中国語版、タガログ語版、ポルトガル語版、韓国語版の提供 母子健康手帳外国語版の購入案内
				全庁（図書館）	ホームページに利用案内の外国語(英語)表示を行った。
			② 高齢者や障害者に配慮した情報の提供	全庁（教育指導課）	誰が見ても分かりやすく、活用しやすいホームページを作成した。
				全庁（図書館）	障害者の方や図書館への来館が困難な方について、必要に応じて「広報あさか」の録音テープや図書館資料の郵送貸出を行った。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の視点から表現について、問題提起を図ることができた。	5	情報を男女平等の視点で読み解くことに関する、分かりやすい情報提供方法を検討する。
男女平等と情報、表現との関わりについての問題提起ができた。	5	男女平等の視点で読み解くことに関する重要性を周知していくとともに、情報提供方法の検討をする。
関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。
「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」の「あさか男女の輪サイト」から情報を発信する際には見やすく、分かりやすくなるように配慮した。	5	引き続き男女平等を進めるための取り組みを周知していく。
性別による固定分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で、参加者が学び合える形態を考慮した。	5	あさか情報おとどけ講座自体のＰＲと併せた出前講座の利用を啓発していく。
あさか学習おとどけ講座を通じて学習機会を提供する。	5	引き続き市民へあさか学習おとどけ講座の存在を周知し、利用促進に努める必要がある。
容易に外国語に訳すことが可能なように、行政情報を広報する場合の用語選択に配慮した。	4	今後も引き続き配慮していく。
冊子や帳票類について、外国語版での提供を行っている。	4	他の事業において必要があれば対応していく。
利用案内としてわかりやすいよう文章表現に配慮した。	5	今後も引き続き配慮していく。
高齢者や障害者でも見やすい文字の大きさや色を使った。	4	各学校の作成したホームページの内容を確認し、指導を行う。
ニーズに合った図書館資料の収集	4	今後も引き続きニーズに合わせたサービスを検討していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	1 学校での男女平等の教育の推進	① 男女平等の教育の推進	① 男女平等教育の推進	教育指導課	道徳教育主任研修会において、道徳指導の充実について研修した。
			② 学級活動の充実	教育指導課	学級会活動において、必要に応じ、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の意識などについて題材を設定し、授業を行った。
			③ 進路指導の充実	教育指導課	進路指導主事会を年2回実施した。授業研究会1回を含む。
		② 重点P 男女平等の教育プログラムの充実	① （再掲）男女平等に関わる出前講座の実施	人権庶務課	あさか情報おとどけ講座の登録メニューとして、男女平等についての出前講座の利用を啓発した。 登録メニュー：2件　分野：くらし 「女と男が輝いて-男女平等について-」(子ども向けあり) 「デートＤＶ－これって愛？－」
				生涯学習課	登録メニュー　分野：くらし 「女と男が輝いて-男女平等について-」(子ども向けあり) 「デートＤＶ－これって愛？－」
			② 男女平等教育の研究と推進	教育指導課	班編成等で男女混合編成にしたり、話し合い活動で司会を男女で行うなど、男女が協力して活動できるように配慮した。
		③ 男女平等の教育環境づくり	① 教育相談体制づくり	教育指導課	朝霞市子ども相談室において児童・生徒や保護者への相談活動を実施した。各中学校にさわやか相談室を設置し、児童・生徒や保護者への相談活動を実施した。
			② 学校運営における男女平等推進	教育指導課	企画会議や分掌会議等で、バランスよく男女が配置できるよう配慮したし、役割分担を行うとき、固定的な役割分担にならないようにするなど、男女平等の視点に立った学校運営を促進させた。
				教育管理課	倫理確立委員会の委員に必ず女性を登用するよう、校長会議等での啓発をするとともに、男女共同参画による教育を推進・啓発した。
			③ 教職員の研修の実施	教育指導課	男女のバランスを考慮して校内倫理委員会を組織し、男女平等の視点をもって問題等を協議した。 校内倫理委員会の内容は、職員全員で共有し対処している。
	2 家庭での男女平等の学習の促進	① 重点P 男女が平等な家庭生活の情報提供	① 家庭向け冊子の作成	人権庶務課	男女が協働する家事、育児などについて掲載した啓発冊子「朝霞市は男女平等を進めています」やリーフレットを事業実施時等の機会を捉えて配布した。
			② （再掲）男女平等推進情報紙「そよかぜ」の発行	人権庶務課	公募市民の企画・編集委員とともに企画・編集した情報紙を年2回発行し世帯配布した。(9月、3月) 9月「イクメンデビューしてみませんか？」 3月「防災について身近なことから取り組んでみませんか」
		② 重点P 家庭教育についての学習機会の提供	① 講演会等の開催	生涯学習課	家庭教育学級合同講演会 講師：久保田　競　氏 「脳科学！子どもも大人も、育脳！！～脳の育み方、鍛え方～」 10月5日（水）午前10時～正午 会場：ゆめぱれす(朝霞市民会館）大ホール 参加者数：963人
			② 家庭教育学級の促進	生涯学習課	家庭教育学級補助金：15団体 家庭教育学級事業補助金：11団体
		③ 重点P 子育て家庭における男性の家事・育児参画応援	① 子育て講座の充実	公民館	子育て講座を実施した。 西朝霞公民館(育児講座・2講座) 北朝霞公民館(子育て講座・4講座)
			② 親子で参加する講座等の開催	公民館	各公民館の主催事業で、親子で参加できる講座を実施した。 中央公民館：こども天体教室 東朝霞公民館：こどもふれあい広場 西朝霞公民館：レッツ・チャレンジ 南朝霞公民館：南っ子クラブ 北朝霞公民館：わんぱくキッズランド・こども公民館 内間木公民館：こどもランド
			③ マタニティ教室、育児学級の充実	健康づくり課	マタニティ教室のカリキュラムの中に、男性(プレパパ)が参加できる回を設けて実施した。 実施回数　37回 男性(プレパパ)の参加人数　231人

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女平等の視点をできる限り盛り込んだ。	4	今後とも男女平等の視点をできる限り盛り込んでいく。
この課題の重要性を教員に周知した。	4	今後も、この課題の重要性を周知していく。
小・中学校におけるキャリア教育の指導の中で、男女平等の視点をできる限り盛り込む。	4	今後も継続して指導の充実に努める。
単に情報を伝えるだけでなく、体験型学習の形で、参加者が学び合える形態を考慮した。	5	あさか情報おとどけ講座自体のＰＲと併せた出前講座の利用を啓発していく。
あさか学習おとどけ講座を通じて学習機会を提供する。	5	引き続き市民へあさか学習おとどけ講座の存在を周知し、利用促進に努める必要がある。
特別活動主任研修会及び道徳主任研修会と連携した。	4	今後とも各学校の実情に合った指導内容を精選していく。
性差のない相談活動を行った。	5	関係諸機関との連携を一層促進させる。
学校行事等における役割分担で、性別による固定的な役割分業にならないように配慮した。	4	今後も、学校運営全般にわたり、男女によって差が生じないようにする。
女性・男性双方による倫理確立委員会運営など、男女共同参画の推進を啓発した。	4	女性・男性の双方で委員会を組織するため、職名にとらわれない弾力的な委員構成を引き続き呼びかけていく必要がある。
校内倫理委員会の組織の充実を図った。	4	今後とも教職員の男女平等への意識高揚を図っていく。
イラストなどを用いた分かりやすい情報提供を機会を捉えて実施した。	5	家庭生活と職業生活等の両立支援の観点からの啓発冊子の発行に努めていく。
地域で活動している市民へのインタビューを取り入れた「そよかぜ」を市民の企画・編集委員とともに発行することができた。	5	男女ともに男女の多様なあり方、平等なあり方について考えることができるよう、読みやすく分かりやすい情報紙の発行に努めていく。
子育てや家庭教育へ男女が共に参画することの大切さを講演会を通じて啓発した。	5	引き続き、広報の方法等について検討する必要がある。
家庭教育学級開設の促進と学習支援に努めた。	5	引き続き、学習の機会をより多くの市民に周知し活動を支援していく。
性別に関係なく市民に参加しやすさを周知するため、「広報あさか」及びポスター等啓発に配慮した。	4	家事・子育てに関する講座を継続するとともに、男性・女性ともに参加できる講座の開催を考慮する。
子どもに分かりやすい内容で、しかも専門的な要素の学習機会を提供することで大人にも満足できる内容とし、親子で一緒に学べる機会提供に配慮した。	4	継続して実施する。
マタニティ教室において、父親が参加し育児・家事参加についての意識づけができるようなカリキュラムを組み、実施した。	5	今後も男性の育児・家事参加についてもさらに取り組めるように、随時カリキュラムを検討していく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	① 地域活動に男女平等の視点を提案	① 各種団体等に向けての情報提供の推進	生涯学習課	「広報あさか」の「ようこそ！あさかの生涯学習へ」の内容に、性別による役割分業意識や差別と暴力を助長するような表現を行わないよう内容のチェックをし充実に努めた。
				公民館	市民からの問い合わせに応じ、公民館サークルを紹介した。また、各種団体や関係各課からの講座・催事案内やポスター・チラシの掲示・配布や情報資料の提供を行った。(市内6公民館)
			② 地域活動への男女共同参画の推進	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let'sチャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行った。男女平等推進情報紙「そよかぜ」の特集「防災について身近なことから取り組んでみませんか」で地域活動を取り上げた。
		② 重点P 男女平等に関する生涯学習の推進	① 男女平等に関する学習情報の提供	生涯学習課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部 年1回発行
				公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。また関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。(市内6公民館)
				人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。男女平等推進事業企画・運営協力員へも個別に学習情報の提供をした。
			② 男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習課	市民企画講座補助金を16団体に交付 （男女平等に関する団体数　0）
			③ 地域での学習活動支援	公民館	公民館サークル活動として登録されている女性学級活動団体への活動場所(部屋)の貸し出しや、ポスター・チラシの設置等による学習活動支援を行った。(市内６公民館)
			④ 男女が学習しやすい環境づくり	公民館	主催事業への子育て世代の参加を促進するため、一時保育を実施した。また、一部講座で夜間及び土・日曜日開催を実施した。 一時保育：中央公民館を除く5公民館で実施 夜間講座：中央公民館(こども天体教室) 土曜講座：中央公民館：(悠ゆう大学・パソコン相談)・東朝霞公民館(生活教養講座・こどもふれあい広場)・西朝霞公民館(成人教養講座・伝統文化講座・レッツチャレンジ)・南朝霞公民館(南っ子クラブ)・北朝霞公民館(子育て講座・わんぱくキッズランド)・内間木公民館(快適せいかつ講座・コミュニケーション講座・こどもランド)
			⑤ 「あさか女と男セミナー」の開催	人権庶務課	公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、9月、10月に実施した。(連続5回開催)(延べ83人参加) テーマ「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係①～基礎編～」 2回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係②～実践編～」 アサーティブジャパン　矢田　早苗氏 3回目　講演「みんな違ってあたりまえ～わたしもあなたも大切に～」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま 事業コーディネータ　瀬山　紀子氏 4回目　講演「こんなこともＤＶなの？？～加害者・被害者にならないために～」 湘南ＤＶサポートセンター理事長 瀧田　信之氏 5回目　講演「東日本大震災から見えてきたもの～災害時の弱者について～」 全国地域婦人団体連絡協議会事務局 浅野　幸子氏

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
団体・サークル等への積極的な情報提供をする。	5	引き続き学習の必要性を周知し、情報提供や各種事業への参加・協力を促す。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。「そよかぜ」で防災をテーマに取り上げた際に、地域活動では男女共同参画が必要なことを取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
最新情報の収集と提供を行う。	5	引き続き情報提供を通して啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供をした。	4	継続して実施する。
市主催事業については、適宜「広報あさか」等に掲載し周知を図った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。	5	市公式ホームページを活用した多様な学習情報の提供に努める。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援する。	5	引き続き講座の成果を朝霞市の生涯学習の推進につなげていく。
女性学級活動団体へ公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や器材の貸し出しを行った。また、依頼を受けてポスターやチラシを設置した。	4	今後も啓発を継続し、更なる利用促進を図る。
女性学級活動団体へ公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や器材の貸し出しを行った。また、依頼を受けてポスターやチラシを設置した。	4	継続して実施する。
市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	3 地域での男女平等の学習の促進	③ 女性のリーダーシップ能力の向上促進	① 市民企画講座奨励・支援	生涯学習課	市民企画講座補助金を16団体に交付 （男女平等に関する団体数　0）
			② （再掲）男女平等に関する学習相談・支援の充実	生涯学習課	市民企画講座補助金を16団体に交付 （男女平等に関する団体数　0）
			③ 女性リーダー育成講座に関する情報提供や活動の場の提供	公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示、施設利用依頼による活動場所(部屋）の提供を行った。(市内6公民館）
			④ （再掲）「あさか女と男セミナー」の開催	人権庶務課	公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、9月、10月に実施した。(連続5回開催)(延べ83人参加) テーマ「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係①～基礎編～」 2回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係②～実践編～」 アサーティブジャパン　矢田　早苗氏 3回目　講演「みんな違ってあたりまえ～わたしもあなたも大切に～」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま 事業コーディネータ　瀬山　紀子氏 4回目　講演「こんなこともＤＶなの？？～加害者・被害者にならないために～」 湘南ＤＶサポートセンター理事長 瀧田　信之氏 5回目　講演「東日本大震災から見えてきたもの～災害時の弱者について～」 全国地域婦人団体連絡協議会事務局 浅野　幸子氏
	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	① 広い視野をもった人材の育成と活用	① 日本女性会議市民派遣事業の実施	人権庶務課	日本女性会議に公募市民２人と職員1人を派遣した。島根県松江市、10月14日(金)～15日(土)
			② 全国・全県レベルの経験交流・研修機会の情報提供	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報を提供した。県、他市の講演会等の情報については、庁舎内やセミナーなどの機会に随時チラシ等を配布した。
		② 男女平等を推進するための学習支援	① （再掲）「あさか女と男セミナー」の開催	人権庶務課	公募市民の企画・運営委員(5人)とともに「あさか女と男セミナー」を企画・運営し、9月、10月に実施した。(連続5回開催)(延べ83人参加) テーマ「互いを認め合い尊重し合う社会とは」 1回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係①～基礎編～」 2回目　アサーティブを使ったワーク「気持ちが伝わるといい関係②～実践編～」 アサーティブジャパン　矢田　早苗氏 3回目　講演「みんな違ってあたりまえ～わたしもあなたも大切に～」 ＷｉｔｈＹｏｕさいたま 事業コーディネータ　瀬山　紀子氏 4回目　講演「こんなこともＤＶなの？？～加害者・被害者にならないために～」 湘南ＤＶサポートセンター理事長 瀧田　信之氏 5回目　講演「東日本大震災から見えてきたもの～災害時の弱者について～」 全国地域婦人団体連絡協議会事務局 浅野　幸子氏

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援する。	5	引き続き個々の団体の学習の成果を市の生涯学習の推進に結び付けていく。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座の実施を支援する。	5	引き続き講座の成果を朝霞市の生涯学習の推進につなげていく。
関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。
市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。
「広報あさか」及びホームページ「ふれあいネットアサカ」での情報周知のほか、参加者報告書を作成し、公共施設に設置するなどし周知を図った。	5	日本女性会議の果たしてきた役割などについても広報し、地域づくりともつなげることができるとよい。
内閣府男女共同参画局や埼玉県男女共同参画推進センターのホームページにリンクを張っている。	5	多様な周知方法の検討をしていく。
市民参画により市民の目線で男女平等を分かりやすく学習できるような企画を行った。セミナー終了後、来年度のセミナー企画運営委員を希望する参加者を得るなど、継続した学習活動を促すとともに、地域人材の育成につなげることができた。	5	学びを通じた男女平等を推進する人材を育成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
2 男女平等を進める教育・学習体系の確立	4 学習活動を支援する人材の育成と活用	② 男女平等を推進するための学習支援	② 男女平等に関する学習機会の提供	生涯学習課	・人権問題講演会　2月9日「私は負けない！ ～車椅子のチアリーダー“佐野有美”の挑戦～」 佐野有美氏 ・市民人権教育研修会(3回)223人参加 ①6月17日「人権絵本の朗読」蔵田ひと美氏 「いじめは人権問題です！」　太田久美氏 ②6月22日「同和問題の解決をめざして」 杉田修一氏 ③6月28日「性同一性障害と人権～ちいさな声、社会に届け～」　上川あや氏 ・企業人権教育研修会(2回)87人参加 ①11月16日「視覚障害者と盲導犬～盲導犬ユーザーにご配慮ください～」 （財）日本盲導犬協会　他 ②11月25日「我が社の人権啓発の取り組み～(株)資生堂久喜工場の取り組みから～」 (株)資生堂久喜工場総務・人事グループ参与 加藤千明氏 ・人権教育講座(5公民館)(5回)150人参加 *保育あり
				公民館	「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館：人権教育講座　東朝霞公民館：人権教育講座 西朝霞公民館：人権教育講座　南朝霞公民館：人権教育講座 内間木公民館：人権教育講座
			③ （再掲）男女平等に関する学習情報の提供	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」等を通じて男女平等推進に関する学習情報の提供を行った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。男女平等推進事業企画・運営協力員へも個別に学習情報の提供をした。
				生涯学習課	男女平等の推進に関する学習情報を関係各課から収集し、情報提供した。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部 年1回発行
				公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。また関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。(市内6公民館)
		③ 地域人材の活用促進	① 男女平等を推進する市民・団体等への顕彰	人権庶務課	朝霞市男女平等推進条例及び男女平等推進顕彰実施要綱に基づき、6月に公募したが応募はなかった。
			② 地域人材の発掘・活用	人権庶務課	市民と協働で、あさか女と男セミナー開催、男女平等推進情報紙「そよかぜ」の企画・運営を行った。 「広報あさか」コラム掲載等人材を生かすことができた。 公募市民委員 あさか女と男セミナー企画・運営委員5人 男女平等推進情報紙「そよかぜ」企画・編集委員4人 男女平等推進事業企画・運営協力員7人
				生涯学習課	新規登録者の発掘と利用促進、制度の周知を図った。 登録者数　７６人・団体数　８団体(H24.3.31現在) 生涯学習ボランティアバンク登録者が講師となり、さまざまな知識や経験、優れた技術や技能を「体験教室」として開催した。 27講座　参加者512人
				公民館	生涯学習ボランティアバンクに登録されている人材の活用と情報の提供を行った。（市内6公民館）

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施する。	5	引き続き学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
特定の市民の参加に偏らないよう、講座内容について、幅広い方に関心のあるテーマを検討した。	4	継続して実施する。
市主催事業については、適宜「広報あさか」等に掲載し周知を図った。県等の学習情報については、庁舎内やセミナー等の機会に随時チラシ等を配布した。	5	市公式ホームページを活用した多様な学習情報の提供に努める。
最新情報の収集と提供を行う。	5	引き続き情報提供を通して啓発に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	4	継続して実施する。
顕彰の公募を行うことにより市民に広くＰＲし、男女平等の推進に関する取り組みを普及させた。	5	引き続き男女平等推進顕彰実施を通じた男女平等の周知を図る。
日本女性会議参加者の活用を図った。	5	男性委員の活用も検討する。
制度の周知と利用促進を図る。	5	引き続き、生涯学習ボランティアバンクの存在を市民に広く周知し、活用、登録が活発になるように努める。
市民からの講師依頼に関する問い合わせには、生涯学習ボランティアバンク登録者を紹介し、自らの技能を活用したい希望者には同バンクへの登録を説明し、生涯学習課へ連絡するよう助言した。	4	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	１ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	① 性と生殖に関する健康と権利の考え方の普及	① リーフレットの設置を拡大	人権庶務課	市内公共施設にリーフレットを配布し掲示した。セミナー等の事業の際にも啓発として配布した。
				健康づくり課	母子健康管理指導事項連絡カードやマタニティキーホルダーの周知を実施した。 不妊治療費助成事業のリーフレットを設置(事業は埼玉県が実施）した。
		② 思春期の保健対策の推進	① 薬物乱用対策の推進	健康づくり課	薬物乱用防止のポスターを掲示した。
				教育指導課	各小・中学校において「薬物乱用防止教室」を行った。 小学校体育授業(6年保健)及び中学校保健体育授業(3年保健)で指導した。
			② ＨＩＶ／エイズ、性感染症対策	健康づくり課	エイズ予防財団等からのポスター掲示及びリーフレットを設置した。
				教育指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育が実施された。小学校体育授業(6年保健)及び中学校保健体育授業(3年保健)で指導した。
			③ 喫煙と飲酒に関する情報の提供	健康づくり課	喫煙・飲酒による胎児や生殖機能に及ぼす影響に関するポスターの掲示や、マタニティ教室において教育を実施した。 また、健康まつりでは、喫煙と飲酒に関するコーナーを設置した。
				教育指導課	各学校において、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育が実施された。小学校体育授業(6年保健)及び中学校保健体育授業(3年保健)で指導した。
			④ 性教育の実施	教育指導課	小学校は学級活動で、中学校は保健体育で指導した。
			⑤ デートＤＶに関する情報の提供	人権庶務課	デートＤＶに関するリーフレットを公共施設に設置したほか、セミナー等の事業の際に配布し啓発した。「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「デートＤＶについて」を登録した。市内県立高校(２校)へデートＤＶに関するリーフレットを配布し啓発した。
		③ 男女の健康管理の支援	① 市民の健康づくりの支援（あさか健康プラン２１）	健康づくり課	あさか健康プラン21の推進事業を実施した。 ①あさか健康プラン21推進委員会の開催　年4回 ②健康づくりの達人、団体の登録 ③講演会の開催　年1回 ④へるすアップ(健康情報)の「広報あさか」への掲載　年4回 ⑤健康づくり関連ガイドブックの作成　6月発行
			② 女性のヘルスチェックの周知徹底	健康づくり課	各種検診を実施した。 乳がん検診　個別：3,538人、集団：1,601人 子宮がん検診　個別：4,143人、集団：862人 骨粗しょう症検診　999人(うち女性958人)
	２ 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	① 異性間暴力に関わる情報の収集及び提供の推進	人権庶務課	ＤＶやセクハラなどの防止に関する法制度について広く情報提供するため、「広報あさか」(平成24年2月号)に「異性間暴力を防止しよう！」特集を掲載した。デートＤＶに関するリーフレットを公共施設に設置したほか、セミナー等の際に配布し啓発した。市内県立高校(２校)の２年生へデートＤＶに関するリーフレットを配布し、啓発した。「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「デートＤＶについて」を登録した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
高校生にも分かりやすい内容のリーフレットを配布し、多様な年代に配慮した情報提供を行った。	5	「性と生殖に関する健康と権利」に関する多角的な情報を分かりやすく提供していく。
マタニティキーホルダーの配布及び周知を図ることや、関連事業の周知を図る。	4	リーフレット設置場所や情報提供手段の拡大について検討する。
薬物乱用防止を図るために、ポスター等の掲示などにより啓発を行う。	4	保健所、教育委員会等との連携を図りながら、普及啓発を行っていく。
関係機関との連携強化と保護者への啓発に努めた。	5	関係機関とのさらなる連携と保護者への啓発を進める。
リーフレットやポスターによる普及啓発。	4	今後も引き続き配慮していく。
エイズをはじめとする感染症の知識を身につけさせる。	5	今後とも各学校における性教育の充実を図る。
ポスター掲示や妊婦に対する健康教育において、喫煙・飲酒の影響について情報提供及び教育を行う。	4	今後も普及啓発、妊産婦に対する教育の充実を図る。
喫煙と飲酒に関する知識を身につけさせる。	5	養護教員や保健体育科の指導の充実を図る。
各学校の実態、及び児童・生徒の発達段階に応じて、男女の違いや性感染症について指導した。	5	養護教員や保健体育科、学級担任の指導の充実を図る。
機会を捉えて、リーフレットを配布したり、あさか学習おとどけ講座をＰＲした。	5	あさか学習おとどけ講座の実施回数を増やしていく。
あさか健康プラン21推進事業として、市民に対してさまざまな健康づくりの提案を行っている。男女平等の観点も意識しながら提案内容を検討している。	5	引き続き配慮していく。
女性特有の病気の早期発見、予防を目的に検診を実施している。併せて、骨粗しょう症予防のために受診者に対して健康教室を実施している。	5	今後も女性の健康支援のために、継続して実施していく。
異性間暴力や関連法律等について、啓発冊子等により分かりやすい情報提供を行った。	5	暴力被害の相談窓口等の情報をより目に触れやすい形で提供するため、リーフレットを作成する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	２ 暴力を否定する社会的認識の徹底	① 重点P 異性間暴力が犯罪であることの周知	② 異性間暴力に関する学習情報、学習機会の提供	生涯学習課	講演会等の学習情報を提供した。 ・人権問題講演会 ・家庭教育学級合同講演会　等
				公民館	人権の視点から、異性間暴力に関する学習情報や学習機会の提供を行った。（市内２公民館） ・西朝霞公民館：「東日本大震災から見えてきたもの～災害時の弱者について～」 ・南朝霞公民館：～なぜ、今人権教育が必要なのか～ 関係各課からの冊子等を設置した。（市内６公民館）
			③ 異性間暴力防止に関する教育の実施	人権庶務課	デートＤＶに関するリーフレットを公共施設に設置したほか、セミナー等の際に配布し啓発した。市内県立高校(２校)の２年生へデートＤＶに関するリーフレットを配布し、啓発した。「あさか学習おとどけ講座」のメニューに「デートＤＶについて」を登録した。民間支援団体と連携し、ＤＶ防止・児童虐待防止を目的とした啓発キャンペーンを実施した。
				教育指導課	朝霞市人権主任研修会の開催 県主催の人権研修会への参加 校内倫理委員会など男女平等に係る会議の開催 人権教育実践報告会への参加
			④ セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	職員課	セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発を進め、研修等の機会を設けるとともに、相談窓口(職員課等)の周知を図った。
		② 人権についての教育の推進	① 女性に対する暴力をなくす運動の周知	人権庶務課	「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」へ積極的に情報を掲載した。内閣府男女共同参画局が実施した「パープルダイヤル(性暴力・ＤＶ相談)」のパンフレットを設置した。民間支援団体と連携し、ＤＶ防止・児童虐待防止を目的とした啓発キャンペーンを実施した。
			② 男女平等の視点からの人権教育の推進	全庁 （公民館）	各公民館において、能力向上の一助となる講座を開催した。 中央公民館：悠ゆう大学、人権教育講座 東朝霞公民館：人権教育講座 西朝霞公民館：人権教育講座 北朝霞公民館：人権教育講座 内間木公民館：人権教育講座
				全庁 （教育指導課）	県作成資料や人権文集等を利用した人権教育の授業を実施した。
				人権庶務課	第９回北足立郡市町人権フェスティバルの開催(北足立郡内１４市町と関係機関及び人権問題に取り組む団体などと協働したイベント、啓発パネル展、講演会等)10月19日(水)北本市文化センターで開催 人権・同和問題講演会の開催(北足立郡市町同和対策推進協議会、和光市共催)11月4日(金)和光市役所会議室 朝霞市市民人権教育研修会、朝霞市企業人権教育研修会、朝霞市人権問題講演会等での啓発物の配布 「人権と平和のパネル展」の開催　9月29日(木)～10月2日(日)コミュニティセンター
				教育指導課	各小・中学校において人権教育の授業を実施した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
情報誌等で学習情報を提供する。	5	引き続き異性間暴力の減少につながるような学習情報の収集及び提供に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
機会を捉えて、リーフレットを配布したり、おとどけ講座をＰＲした。	5	おとどけ講座の実施回数を増やしていく。
多様な人権課題があるので、具体的に異性間暴力が犯罪であることを取り上げるなど、それぞれの研修会で男女平等について研修した。	5	今後とも研修会の内容の充実を図る。
相談窓口の利用を職員に周知した。	4	今後も周知に努める。
「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」に情報を掲載することで、より多くの市民に情報を提供できた。	5	より効果的な広報方法を検討していく。
講座企画に当たって、情報やニーズについて留意した。	4	継続して実施する。
引き続き、男女平等の視点に配慮して人権教育の授業に取り組む。	5	人権教育の授業を質・量ともに一層充実を図る。
人権フェステバルやパネル展などの開催については、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」などを活用して男女を問わず広く参加等を呼びかけた。また、各事業の開催時には、男女平等推進に関するリーフレットをはじめ、各種人権問題に関する啓発冊子などを参加者に配布するなど人権啓発に努めた。	5	今後も引き続き推進していく。
各小・中学校においてさまざまな人権課題についての授業を実施しているので、男女平等教育の授業の回数を増やしていく。	5	各校、各学年における実施内容を進化させる方法を考える。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	2 暴力を否定する社会的認識の徹底	② 人権についての教育の推進	③ 人権問題講演会等の開催	生涯学習課	人権問題講演会　2月9日「私は負けない！ ～車椅子のチアリーダー“佐野有美”の挑戦～」 佐野有美氏 市民人権教育研修会(3回)223人参加 ①6月17日「人権絵本の朗読」蔵田ひと美氏 「いじめは人権問題です！」　太田久美氏 ②6月22日「同和問題の解決をめざして」 杉田修一氏 ③6月28日「性同一性障害と人権～ちいさな声、社会に届け～」 上川あや氏 企業人権教育研修会(2回)87人参加 ①11月16日「視覚障害者と盲導犬～盲導犬ユーザーにご配慮ください～」 （財）日本盲導犬協会　他 ②11月25日「我が社の人権啓発の取り組み～(株)資生堂久喜工場の取り組みから～」 (株)資生堂久喜工場総務・人事グループ参与 加藤千明氏 人権教育講座(5公民館)(5回)150人参加 *保育あり
				公民館	「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館、東朝霞公民館、西朝霞公民館、北朝霞公民館、内間木公民館
	3 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	① 重点P 相談体制の充実	① 異性間暴力の相談窓口・機関等の周知	人権庶務課	「広報あさか」に特集情報を掲載したほか、ホームページ「ふれあいネットアサカ」や男女平等推進情報紙「そよかぜ」、男女平等推進啓発冊子等への情報掲載を行った。男女共同参画週間やセミナー等の事業時においても情報提供等を行った。手に取りやすいように相談窓口を記述したカードを作成し庁舎内に設置した。配偶者暴力相談支援センター開設のリーフレットを作成し配布したほか、ポスターを各施設で掲示した。
			② 「女性総合相談」や「DV相談」機能の充実	人権庶務課	女性総合相談員研修・交流会を開催した。(3月) 女性総合相談庁内連絡会を開催した。(5月) 庁内DV対策連携会議を開催した。(5月、2月)
			③ 女性総合相談員及びDV相談担当職員の資質の向上	人権庶務課	女性総合相談庁内連絡会、庁内DV対策連携会議を開催した。(5月) 女性総合相談員研修・交流会を開催した。(3月) 埼玉県が主催する事例研修を朝霞市役所で開催し、事例に基づき検討を行った。(2月) 国、県が開催する研修等に積極的に参加し、相談を受ける者の対応能力を強化した。
			④ 各種相談業務の充実	地域づくり支援課	さまざまな相談について、異性間暴力などが潜んでいないか気づきが重要であることを考慮し、人権庶務課や専門機関の紹介が必要と思われる場合に連絡などを実施した。
		② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	① 地域における被害者の早期発見体制の充実	全庁 （人権庶務課）	平成23年4月「配偶者暴力相談支援センター」を設置した。設置の周知方法は、電光掲示板、市内循環バスへのポスター掲示等を行った。また、「あさか女と男のセミナー」の開催時や市役所ホールで開催したパネル展時には、「配偶者暴力相談支援センター」のリーフレットを配布した。女性総合相談をDV被害者が利用したときには、「配偶者暴力相談支援センター」の相談へつなげることで、早期発見体制を図ることができた。
				危機管理課	青色回転灯を装着したパトロールカーの運用 （警備員：毎週3～5日1台運行、 市職員：毎週1～2日2台運行） 防犯キャンペーンの実施(実施回数：6回) 朝霞わがまち防犯隊認定書交付式・感謝状贈呈式・防犯講演会の開催 (11月25日(金)コミュニティセンター) 防犯情報の提供(庁内メールを随時配信、ホームページに随時掲載) 防犯灯設置工事に対する補助金の交付 （執行額：1,175,000円） 防犯灯維持管理費に対する補助金の交付 （執行額：8,667,500円） 防犯活動に対する補助金の交付 （執行額：475,000円）
				福祉課	毎月行う定例会や総会及び部会等において、異性間暴力に関する情報の提供や相談窓口を周知し、また事例研究等を行った。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施する。	5	引き続き学習の課題を広く収集し、講演会・研修会の充実を図る。
特定の市民の参加に偏らないよう、講座内容について、幅広い方に関心のあるテーマを検討した。	4	継続して実施する。
多数の人に暴力をめぐる状況がどのようになっているか知らせるとともに、身近な相談機関についての情報を「広報あさか」（2月号）に特集記事を掲載し啓発を図った。	5	多様な周知方法を検討していく。
相談員の研修・交流会を行うことで相談員相互の情報交換、意見交換に努め、女性総合相談の質的向上を図った。また、女性総合相談庁内連絡会により、庁内関係課のサービスや実態についての認識が深まり、相談員の質的向上につながった。	5	継続的に専門的人材を確保していくとともに、相談員の研修会等の充実を図っていく。
ＤＶの二次的被害防止のために、配慮すべき事項等、実務的な研修に参加したことで相談に関する資質の向上が図られた。	5	専門的人材を継続的に確保していく。
相談者の話を丁寧に聞くとともに、話しやすい雰囲気をつくるように配慮した。	5	今後においても引き続き配慮していく。
「配偶者暴力相談支援センター」のリーフレットを作成、配布した。また、ポスターについても各施設へ掲示を依頼した。	5	「配偶者暴力相談支援センター」の周知を進める。
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や啓発を行った。	5	今後も、引き続き配慮していく。
被害者の早期発見のために、各委員に対し冊子の配布や事例研究を行う。	5	啓発用冊子の配布や事例研究を行い、被害者より相談があった場合に速やかに対応する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
３ 性の尊重と異性間の暴力の根絶	３ 異性間におけるあらゆる暴力を防止する態勢の充実	② 暴力の発生を防ぐ環境づくり	② 暴力に対する対応策の習得	危機管理課	朝霞わがまち防犯隊認定書交付式・感謝状贈呈式・防犯講演会の開催(11月25日(金)コミュニティセンター) 犯罪情報の提供(庁内メールを随時配信、ホームページに随時掲載) 「広報あさか」15日号の彩夏ウボーイの防犯推進室に防犯対策記事を掲載(掲載回数：8回)
			③ 連携・支援体制の充実	人権庶務課	さいたま人件擁護委員協議会及びさいたま人権擁護委員協議会西部部会との連携(随時) 人権相談の実施(月1回）及び人権擁護委員と協働した人権啓発活動の実施 さいたま人権啓発活動ネットワーク協議会との連携(年3回) 埼玉県主催の人権施策連絡会議への参加(年1回) 人権問題の解決に取り組む民間団体との連携 北足立郡市町同和対策推進協議会会議や研修会等への参加(年12回)
				危機管理課	朝霞わがまち防犯隊認定書交付式・感謝状贈呈式・防犯講演会の開催 （11月25日(金)コミュニティセンター) 犯罪情報の提供（庁内メールを随時配信、ホームページに随時掲載) 「広報あさか」15日号の彩夏ウボーイの防犯推進室に防犯対策記事を掲載(掲載回数：8回)
				人権庶務課	「ＤＶ対策関係機関ネットワーク会議」設置の検討のために他市の状況を把握した。
				人権庶務課	校長会（5月2日）、教頭会(5月6日)において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」「避難、追及対応、住宅支援」、配偶者暴力相談支援センターチラシを配布し、ＤＶ被害者の子に対する配慮について要請した。
				教育管理課	教育管理課と学校との情報の共有化及び被害者への配慮と加害者からの追及への対応について、校長会・教頭会を通じ周知徹底した。
				教育指導課	校長会、教頭会において、ＤＶ加害者に対する危機管理体制の強化やＤＶ被害者の子に対する配慮について要請した。
				人権庶務課	人権施策庁内連絡会の開催(年1回) 庁内人権問題研修推進員研修会の開催(年2回)
			④ （再掲）セクシュアル・ハラスメント防止のための相談窓口の利用促進	職員課	セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発を進め、研修等の機会を設けるとともに、相談窓口(職員課等)の周知を図った。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や啓発を行った。	5	今後も、引き続き配慮していく。
法務局などの国の人権擁護機関や県等との連絡会議や民間団体などの研修会等を通して、人権に関わる最新の情勢や取り組みなどについての情報の収集に努めながら、関係機関等の連携・支援体制の推進に努めた。	5	今後も引き続き推進していく。
男女双方に対する犯罪の発生を防止するため、異性間暴力の実態に配慮した情報提供や啓発を行った。また、暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進するため、関係機関等との連携を図ることができた。	5	今後も、引き続き配慮していく。
ＤＶ被害者支援のために警察との連携はできたが、他機関を含めた検討会議には至らなかった。	3	ＤＶ被害者の支援体制を充実していく。
校長会、教頭会を通じて、教育現場におけるＤＶ加害者に対する理解が深まった。	5	ＤＶ加害者に対する危機管理体制を強化していく。
ＤＶに関する相談を受けた際に、教育委員会と学校が適正な対応ができるよう、情報の共有化を積極的に行った。	4	今後も引き続き配慮していく。
個人情報の保護に配慮した。	4	危機管理体制の強化
会議や研修会では、各課の人権施策を推進する上での課題等についての意見交換や現実に生起している人権問題をテーマに研修するなど、職員の人権意識の向上に取り組んだ。また、庁内における人権施策につての共通認識と、各課における相談・支援体制の確認などを行い、連携・支援体制の充実に努めた。	5	今後も引き続き推進していく。
相談窓口の利用を職員に周知した。	4	今後も周知に努める。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
3 性の尊重と異性間の暴力の根絶	4 関係機関と連携した被害者の保護、被害者等への支援体制の構築	① 重点P 庁内の保護・支援体制の確立	① 「女性総合相談庁内連絡会」、「庁内ＤＶ対策連携会議」の充実	人権庶務課	女性総合相談庁内連絡会を開催した。(5月) 埼玉県が主催する事例研修を朝霞市役所で開催した。(2月) 女性総合相談員研修・交流会を開催した。(3月)
			② 緊急保護体制の充実	福祉課	生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用及び保護受給者についての相談、助言、指導等を実施した。
				子育て支援課	人権庶務課、福祉課等関係各課と連携を取り、ＤＶ被害者の保護を実施した。
				長寿はつらつ課	関係機関との連携を図り、要保護者に対する虐待防止等の早期発見に努めた。
				人権庶務課	女性総合相談庁内連絡会開催(5月) 庁内ＤＶ対策連携会議開催(5月、2月) 女性総合相談員研修・交流会開催(3月) 庁内ＤＶ対策連携会議においてＤＶ加害者対応マニュアルの策定に向けた検討を行った。
				人権庶務課	「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」要綱の策定事務を進めた。
				人権庶務課	「ＤＶ対策関係機関ネットワーク会議」設置の検討のために他市の状況を把握した。
			③ 被害者等への相談・助言、保護支援の充実	人権庶務課	女性総合相談庁内連絡会開催(5月) 庁内ＤＶ対策連携会議開催(5月、2月) 埼玉県主催の事例研修(2月) 女性総合相談員研修・交流会開催(3月)
				福祉課	生活保護法に基づき、必要に応じた生活保護の適用及び保護受給者についての相談、助言、指導等を実施した。
				子育て支援課	人権庶務課、福祉課等関係各課と連携を取り、ＤＶ被害者の保護を実施した。
				長寿はつらつ課	要保護者の支援を行うため、関係機関と保健福祉ネットワークを構築して有識者を講師に招き、高齢者虐待防止研修を11回開催した。参加対象者は、市職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者。
			④ 被害者等への健康支援	健康づくり課	被害者に配慮した個別の健康相談を実施した。
			⑤ 住民基本台帳事務における支援措置	総合窓口課	住民基本台帳事務処理要領に従い、的確に住民票閲覧及び交布、戸籍の附票の交付を制限した。 （平成23年度実績47件）
			⑥ 人権施策の推進	人権庶務課	人権施策庁内連絡会の開催(年1回) 庁内人権問題研修推進員研修会の開催(年2回) さいたま人権啓発活動地域ネットワーク協議会への出席（年4回） 人権相談の開催(月1回)
		② 重点P 関係機関と連携した被害者の保護、自立支援	① 婦人保護施設や児童相談所等との連携強化	子育て支援課	人権庶務課、福祉課等関係各課と連携を取り、ＤＶ被害者の保護を実施した。
			② 福祉関連施設との連携強化	福祉課	子育て支援課と連携・情報交換等を行い、入所後は必要に応じて生活保護の適用により自立に向けた支援を実施した。
			③ 高齢者施設との連携強化	長寿はつらつ課	特別養護老人ホーム4施設、地域包括支援センター5か所との連携を図り、高齢者虐待の早期発見の体制づくりを推進した。
			④ 保健所や医療機関との連携強化	健康づくり課	把握した被害者に対する支援（７事例）を行った。うち、関係機関との連携による支援は6事例であった。
			⑤ 関係機関との連携強化	人権庶務課	庁内ＤＶ対策連携会議を女性総合相談員と連携各課の連携強化のための情報交換や質疑応答を行った。県主催の会議等へ出席することにより、婦人相談センター職員から話を聞くことができた。事例研修時には婦人相談センターのＤＶ担当職員へ本市の実情を伝え、助言を得ることができた。
			⑥ ＤＶ防止、ＤＶ被害者保護のための基本計画の推進	人権庶務課	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を推進した。県の基本計画等の改正(案)についての市町村説明会へ参加した。基本計画の大きな施策である「配偶者暴力相談支援センター」を平成23年4月に人権庶務課内に設置した。
		③ 重点P 「配偶者暴力相談支援センター」の設置	① 配偶者暴力相談支援センターの設置	人権庶務課	「配偶者暴力相談支援センター」を設置した。 平成23年度の相談実績は、ＤＶ相談人数　222人、相談件数370件。 被害者の安全確保、自立支援、情報提供、助言、関係機関との調整などを行った。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
相談員の研修・交流会を行うことで相談員相互の情報交換、意見交換に努め、女性総合相談の質的向上を図った。また、女性総合相談庁内連絡会により、庁内関係課のサービスや実態についての認識が深まり、相談員の質的向上につながった。	5	継続的に専門的人材を確保していくとともに、相談員の研修会等の充実を図っていく。
生活実態等に即した生活保護の適用、相談、助言、指導等を実施するよう配慮した。	5	今後も引き続き配慮していく。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮していく。
関係機関との連携を図り、要保護者に対する虐待防止等の早期発見に努めた。	5	今後においても、高齢者が増加することから虐待防止に努める。
担当課職員相互の情報交換、意見交換に努め資質の向上が図られた。	5	体制を維持していく。
ＤＶ被害者の支援体制を進めた。	3	「配偶者等暴力被害者緊急一時保護費支給事業」要綱を策定する。
ＤＶ被害者支援のために警察との連携はできたが、他機関を含めた検討会議には至らなかった。	3	ＤＶ被害者の支援体制を充実していく。
ＤＶ被害者の相談に全庁的に対処できるよう、女性総合相談庁内連絡会において、女性総合相談と関連各課の連携強化のための情報交換や、婦人相談センター職員からＤＶについて話を聞き、質疑応答を行った。また、庁内ＤＶ対策連携会議を設置したことにより、被害者等への相談・助言・保護支援の充実が図られた。	5	現状の把握と併せ、事例研究やＤＶ被害者の周辺者への支援の検討などを行い、さらなる連携の強化を図る。
関係各所と連携のうえ、異性間暴力等からの危険回避を優先した相談等を実施するよう配慮した。	5	生活保護法に基づき、同様の配慮を継続する。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮していく。
要保護者の支援に必要な知識を習得した。	5	今後も引き続き事業を継続していく。
被害者の状況に応じて、地区担当の保健師が継続的に対応している。関係機関との連携を図り、支援を行っていく。	5	引き続き、支援を行っていく。
実施事業内容に同じ。	5	住民基本台帳事務処理要領の改正等がなされた場合、適切に制度を変更する。
連絡会や研修会などを通じて、庁内各課の人権施策についての共通認識や各課の相談事業の理解を深めるとともに、各課間相互の緊密な連携及び協力体制の確立に努めた。また、人権相談をはじめ、さいたま法務局や県などの主催会議に出席し、関係機関が実施している相談事業などの情報収集に努めるとともに、関係機関等との協力体制の充実に努めた。	4	今後も引き続き推進していく。
女性相談者への配慮のため、女性ケースワーカー（保健師）を配置した。	5	今後も引き続き配慮していく。
子育て支援課・人権庶務課と連携・情報交換等を行った上で、生活保護の適用により自立に向けた支援を実施するよう配慮した。	5	生活保護法に基づき、同様の配慮を継続する。
施設との連携強化により、高齢者虐待防止に努めた。	5	特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設やグループホームにも拡大していく必要がある。
相談者に対して、状況に応じた支援を行い、必要と判断したときは、関係機関との連携を図り支援を行う。	5	事例の状況に応じた支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を図り支援していく。
婦人相談センターとの連携を強化し、庁内関係課による被害者対応力を強化することができた。	5	保健所や民間も含めたその他の関係機関との連携方法の検討をしていく。
配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む）に限定せず、配偶者に該当しない交際相手からの暴力についても対応をするようにした。さらに、被害者救済体制を整えるため関係各所と連携強化を図る「庁内ＤＶ対策連携会議」を開催した。	5	ＤＶ防止法の改正や国の基本方針、県の基本計画等の改正の際には、必要に応じて見直していく。
「配偶者暴力相談支援センター」設置の際には保健所、警察署へ協力を依頼した。設置についての周知を「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、リーフレット等で行った。	5	ＤＶ被害者へ「配偶者暴力相談支援センター」の情報が届くように周知方法を検討する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	1 市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進	① 審議会等への女性の登用	① **女性委員の登用についての情報提供**	人権庶務課	審議会等における女性委員の登用状況について、年次報告書にこれまでの年次推移を掲載し全庁に向け情報提供を行った。
			② **女性委員の登用促進要綱の作成・実施管理**	政策企画室	審議会等の委員構成等の調査を実施し、委員数などの男女別データを把握した。
			③ **審議会等への女性委員登用率の目標（45%）達成**	全庁	「女性委員の登用率の現状値」参照 （P70、71）
		② 市職員管理職への女性の登用	① **職員研修の充実**	職員課	階層別研修…8種類、187人 特別研修…国内派遣研修(2グループ、8人) 自主研修(3グループ、36人) 階層別研修の派遣研修…3講座、28人 講師養成研修の派遣研修…7講座、9人 選択研修(自治人材開発センター)…14講座、15人 民間派遣研修…1講座、1人 自治大学校…3講座、3人 市町村職員中央研修所…3講座、3人 教育機関への派遣研修 〔(社)日本経営協会(NOMA)〕他　37講座、41人
			② **女性職員の登用・職域拡充**	職員課	昇任試験における女性職員の受験者を増やすため、主任級研修において係長級昇任試験の呼びかけを行った。また、各職場においても所属長に奨励してもらい、受験しやすい環境を整えた。 平成23年度係長試験 対象者　173人(うち女性111人) 受験者　26人(うち女性　3人) 合格者　9人(うち女性　2人)
			③ **職場における指導的地位への女性登用率を高める**	職員課	性別にとらわれない指導的地位への登用を行えるよう、昇任試験の女性受験者を増やすため、主任級研修における係長級昇任試験の呼びかけを行った。 市職員における指導的地位の女性比率は前年比2%増加（15.1%→17.6%）している。
		③ 市政への男女共同参画の促進	① **男女共同参画に配慮した行政情報の提供**	全庁 （市政情報課）	「広報あさか」を毎月1日･15日に発行し(毎号43,700部)し、ホームページの更新を行った。 (ページ更新2,672件、最新情報794件)
				全庁 （公民館）	市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせについて、広報や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づいて情報提供するとともに、、関係各課からの資料・チラシ・ポスター等を掲示、設置し、情報提供を行った。
			② **男女が市政に参画しやすい環境づくり**	全庁 （市政情報課）	広報モニター12人を選出し、広報あさかについて意見収集を行った(意見数724件)。また、広報モニター会議を年2回開催し、うち1回についてはホームページについての意見収集を行った。
				全庁 （子育て支援課）	ファミリーサポートセンター入会説明会の土・日曜日開催、及び入会希望者の都合に合わせた個別説明会を実施した。
				全庁 （スポーツ課）	体育指導委員会議　午後７時～　年４回開催 体育祭各種会議　午後７時～　年７回開催 市民スポーツ教室　午前９時３０分～　４回開催 午後６時３０分～　２回開催 指導者育成講習会　午後７時～　年１回開催
			③ **広聴機会や手段の提供**	市政情報課	市への意見・要望として、専用封筒・ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して市民からの意見を聴取した(250件）。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
過去にさかのぼっての年次推移をグラフで示し、状況の変化が分かるように情報提供することができた。	5	審議会等ごとに推移の集計、及び全審議会等の集計による推移比較が必要となる。
各種審議会の性質等を考慮した。	4	今後も引き続き配慮していく。
各種審議会の委員交代時を捉え、女性登用率を目標値に近づけるよう配慮した。	5	女性登用率０％の審議会等については、委員選定の条件等に配慮し、女性登用に努める。
男女の区別なく、希望する職員が研修に参加できるように配慮した。	5	今後も研修の機会を積極的に設け、女性職員の参加を促していく。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験についての周知・啓発を図っているが、本人の受験意思によるところが大きいため、受験者は減少傾向にある。	4	啓発も含め、今後も継続して取り組んでいく。
性別にとらわれない人事異動は従来から行っている。昇任試験の受験については周知を行っているが、受験者数が減少しており、昇任試験の受験に関しては本人の意思によるところが大きい。	5	啓発も含め、今後も積極的に取り組んでいく。
性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
広報モニターの女性率を45％以上を確保し、聴取する意見の男女バランスを確保する。	5	今後も継続して、男女バランスに配慮しながら広報モニターの意見を収集する。
入会希望者の都合に合わせた個別入会説明会の開催	5	今後も引き続き配慮していく。
男女がともに参加しやすい夜間等に事業を開催している。	5	今後も引き続き配慮していく。
市への意見・要望専用の封筒による意見やホームページから寄せられる制度的に正式な意見のみならず、一般的に課のメールなどに寄せられる意見についても極力同じ手順を経て回答するようにしている。	5	今後は、市が施策遂行上、必要な事項について市民の意見が聴取できるような制度が望まれる。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	2 各種団体の取組支援・協力依頼	① 性別によらない代表選び機運の醸成	① 団体代表選定への男女平等推進	人権庶務課	自治会連合会総会時や民生委員児童委員総会時に関連リーフレットを配布し呼びかけを実施したほか、公共施設にリーフレットを設置し情報を提供した。
				生涯学習課	性別によらず実際に活動を担っている人が、団体・サークルの代表になるという機運の醸成に努めた。
			② 各種団体等に向けての啓発活動	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
		② 重点P 男女がともに参加しやすい活動への配慮	① 講座等開催時の保育等への配慮	人権庶務課	あさか女と男セミナーの開催時に保育室を設けていることを積極的にＰＲした。5回のセミナー期間中延べ1名の保育利用があった。
			② 男女が参加しやすい活動環境づくりの呼びかけ	生涯学習課	人権問題講演会、家庭教育学級合同講演会等の開催に当たっては、保育室の設置に努めた。保育ボランティアの登録・利用促進に努めた。
			③ （再掲）各種団体等に向けての啓発活動	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
	3 事業所の実態把握と協力依頼	① 市内事業所の男女平等実態の把握	① 「男女平等推進に関する事業所アンケート」の実施	人権庶務課	平成23年度は「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施しなかった。
		② 職場や就業上での男女平等についての情報提供	① 事業所向け情報提供	人権庶務課	「男女平等推進に関する事業所アンケート」を事業所へ郵送する際に情報提供を同封し、協力を要請しているが、平成23年度はアンケートを実施しなかった。 平成22年度に実施した「男女平等推進に関する事業所アンケート」結果集計表を平成23年度版年次報告の中に掲載した。
			② 事業所向け啓発セミナー開催への支援	産業振興課	国県等の作成するパンフレットなどの設置配布を通じて、男性が積極的に家事、育児へ参加するなどの啓発を推進するとともに、情報の提供を通じてセミナー開催支援を行った。
		③ 市内事業所へ男女格差改善の協力要請	① 事業所への男女格差改善の情報提供と協力要請	人権庶務課	「男女平等推進に関する事業所アンケート」を事業所へ郵送する際に男女格差改善のための情報提供を同封し、協力を要請しているが、平成２３年度はアンケートを実施しなかった。 平成22年度に実施した「男女平等推進に関する事業所アンケート」結果集計表を平成23年度版年次報告の中に掲載した。
	4 積極的格差是正措置の具体化の推進	① 積極的格差是正措置について調査研究、情報提供の推進	① 男女共同参画推進状況調査の実施	人権庶務課	平成23年度は調査を実施しなかったが、平成22年度に実施した市民意識調査について、「広報あさか」コラムのテーマを「市民意識調査結果から見えてきたこと」と題し、広く情報提供を行った。さまざまな分野の男女共同参画状況について調査し、統計データとして年次報告書に掲載した。
			② （再掲）国内外の男女平等に関する問題の調査研究	人権庶務課	国、県等が開催する研修会、研究会等へ職員が積極的に参加した。また、日本女性会議(島根県松江市10/14,15)へ公募市民2人と職員1人を派遣し、男女平等問題についての見識を深めるとともに報告書を作成し広報を行った。日常的に男女平等に関する動向把握に努め、情報紙等に情報を掲載した。
		② 市内事業所へ積極的格差是正措置実施の呼びかけ	① 積極的格差是正措置の動向や顕彰制度の周知	人権庶務課	「男女平等推進に関する事業所アンケート」を事業所へ郵送する際に積極的格差是正措置を行っている事業所の紹介や、男女平等推進顕彰応募制度に関する情報提供を行っているが、平成２３年度はアンケートを実施しなかった。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
手に取りやすいリーフレットを作成し、団体が集まる機会に説明、配布を行った。	5	自治会連合会総会時や民生委員児童委員総会時以外の有効な情報提供機会を検討していく。
講演会、説明会等の機会などを利用して、呼びかけと啓発を行った。	5	引き続き継続的な呼びかけが必要である。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
保育を利用しやすいようにチラシ等でＰＲした。	5	講座内容と照らし合わせながら開催日時等にも配慮する。
講習・講座等に保育室の設定に努めた。	5	引き続き保育ボランティアバンクの充実に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
平成23年度は「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。	1	平成23年度は「男女平等に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。平成22年度に実施した「男女平等に関する事業所アンケート」結果集計表を平成23年度版年次報告書に掲載した。
平成23年度は「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。	1	平成23年度は「男女平等に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	引き続き、事業所などとの連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
平成22年度に実施した「男女平等推進に関するアンケート」集計表を平成23年度版年次報告の中に掲載した際には、見やすいように配慮した。	2	有効な啓発方法を検討する。
政策や方針の立案・決定への男女共同参画の状況について年次的変化を含めて調査・検証しデータ化することで、積極的格差是正措置の必要性が明らかとなるよう配慮した。	5	調査結果を年次報告書だけでなく、「広報あさか」や市公式ホームページなどにも掲載し、啓発を促していく。
男女平等をめぐる国内外の動向の日常的な把握に努め、「広報あさか」や個別の質問への対応など必要に応じた情報提供を行った。	5	国内外の男女平等をめぐる動向を収集し、分かりやすい情報提供をしていく。
平成23年度は「男女平等推進に関する事業所アンケート」を実施しなかったため、平成26年度に調査を行う際に積極的格差是正措置を行っている事業所の紹介や、男女平等推進顕彰応募制度に関する情報提供を行う。	2	事業所情報の把握をしていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	1 多様なライフコースの選択を支援する体制づくり	① 多様なライフコースの選択支援専用サイトの活用	① **多様なライフコースの選択支援に関する情報の提供**	全庁（人権庶務課）	男女平等推進情報を「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」や啓発冊子等により情報提供した。「あさか男女の輪サイト」に男女平等推進情報紙「そよかぜ」を掲載し周知した。
				全庁（市政情報課）	ホームページ「ふれあいネットアサカ」を更新し、情報提供を行った(ページ更新2,672件、最新情報794件)。
				人権庶務課	ホームページ「あさか男女(ひと)の輪サイト」に多様なライフコースの選択支援に関する積極的な情報提供を行った。
		② 自己実現を支援する学習機会の充実	① **男女の自己実現支援に関わる学習機会の調整**	人権庶務課	生涯学習課や各公民館、その他関連課及び関係団体との共催事業企画を軸とした調整を行った。
			② **自己実現を支援する学習機会の充実**	生涯学習課	多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。
			③ **（再掲）市民企画講座奨励・支援**	生涯学習課	市民企画講座補助金を16団体に交付（男女平等に関する団体数0）
			④ **（再掲）各種団体等に向けての啓発活動**	公民館	公民館で活動しているサークルの紹介や各種団体・関係各課からの催事案内の掲示、情報資料等の提供を行った。(市内6公民館)
		③ 多様なライフコースの選択を侵害する行為を見過ごさない意識と体制づくり	① **（再掲）男女平等苦情処理委員等の周知**	人権庶務課	男女平等苦情処理委員について、年3回「広報あさか」とホームページ「ふれあいネットアサカ」に掲載し周知した。人権擁護委員の制度、活用について、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」を通じて、広く周知するとともに、研修会やパネル展等の開催時にパンフレット、リーフレットなどを配布して周知を図った。また、人権擁護委員と協働し街頭啓発活動も実施した。
			② **（再掲）人権問題講演会等の開催**	生涯学習課	人権問題講演会　2月9日「私は負けない！～車椅子のチアリーダー“佐野有美”の挑戦～」佐野有美氏 市民人権教育研修会(3回)223人参加 ①6月17日「人権絵本の朗読」蔵田ひと美氏「いじめは人権問題です！」　太田久美氏 ②6月22日「同和問題の解決をめざして」杉田修一氏 ③6月28日「性同一性障害と人権～ちいさな声、社会に届け～」上川あや氏 企業人権教育研修会(2回)87人参加 ①11月16日「視覚障害者と盲導犬～盲導犬ユーザーにご配慮ください～」（財）日本盲導犬協会　他 ②11月25日「我が社の人権啓発の取り組み～(株)資生堂久喜工場の取り組みから～」(株)資生堂久喜工場総務・人事グループ参与 加藤千明氏 人権教育講座(5公民館)(5回)150人参加 *保育あり
				公民館	「人権教育講座」を実施し、情報提供を行った。本年度は市内5公民館で実施した。 中央公民館、東朝霞公民館、西朝霞公民館、北朝霞公民館、内間木公民館

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成度	今後の課題・見直しの方策
多様な媒体により、より分かりやすく身近な形での情報提供に努めた。	5	多様なライフコースの選択について、さまざまな選択肢の提示やより具体的な情報提供ができるようにホームページでの情報提供方法を検討する。
性別による固定的分業意識にとらわれない文字・イラスト・写真等の表現に留意した。	5	今後も引き続き配慮していく。
男女共同参画の視点からの情報提供に努めた。	5	情報を分かりやすく提供していく。
多様なライフコースの選択に配慮した講座・講演会等のテーマが設定されるように、関係課所と調整を行った。	5	関係課所への継続的な情報の提供と企画調整を行っていく。
多様化するライフコースの選択に配慮した学習機会と学習情報の提供に努めた。	5	引き続き、学習支援制度の周知と利用促進、市民ニーズに合ったテーマの設定等に努める。
地域の実情に即した、市民の創意による市民企画講座が実施できるよう支援した。	5	引き続き、学習の成果を市の生涯学習の推進につなげる。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
男女平等苦情処理委員や人権擁護委員の活用について、「広報あさか」やホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して広く周知を図るとともに、街頭での啓発活動の実施や研修会、パネル展等での啓発パンフレット等の配布などを行い、広く周知した。ホームページ「ふれあいネットアサカ」を通して「埼玉人権啓発活動ネットワーク協議会」や「人権啓発活動ネットワーク(全国)」のホームページをリンクさせるなど、人権擁護委員の活用や法的救済制度の周知を図った。また、研修会やパネル展などの開催に合わせパンフレット等を配布し周知を図った。	5	男女平等苦情処理委員や人権擁護委員が気軽に活用できるよう、「広報あさか」等の掲載に当たっては、活動内容を具体的に載せるなど分かりやすい広報に努める。
市民の人権問題に対する正しい理解と人権尊重の意識を高めるための講演会等を実施した。	5	引き続き、現状の課題に沿った講演会等のテーマを設定する。
特定の市民の参加に偏らないよう、講座内容について、幅広い方に関心のあるテーマを検討した。	5	継続して実施する。

施策目標		施策の方向		主要な施策		事業名		担当課	事業実績
5	男女の自己実現支援	2	家庭と職業・地域活動の両立支援	①	重点P 家庭と職業の両立支援	①	**両立支援情報の提供**	人権庶務課	関連パンフレット等の配布 「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」、男女平等推進情報紙「そよかぜ」の9月号特集「イクメンデビューしてみませんか？」に情報を掲載した。
						②	**一般事業主行動計画の実施の促進**	産業振興課	企業向け資料などを窓口などに設置し情報を提供した。
						③	**育児休業制度・介護休暇制度の普及・啓発**	産業振興課	国や県などの作成したパンフレット・啓発冊子等資料の窓口等への設置や配布を通じ、情報の提供を行った。
						④	**子育て環境の整備**	子育て支援課	あさか子どもプラン(次世代育成支援行動計画後期計画)に位置づけられた事業を実施した。 ・社会福祉法人による認可保育園の整備による定員の拡大（175人増員） ・放課後児童クラブの定員の拡大（44人増員）
				②	地域活動の情報提供	①	**（再掲） 地域活動への男女共同参画の推進**	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let's チャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行った。男女平等推進情報紙「そよかぜ」の3月号特集「防災について身近なことから取り組んでみませんか」で地域活動を取り上げた。
						②	**地域活動情報の収集・提供**	人権庶務課	「地域活動と男女共同参画」の視点での情報提供として、啓発リーフレット「Let's チャレンジ」や「朝霞市は男女平等を進めています」を、自治会連合会の総会時や講座等の機会に配布したほか、各公共施設に設置し啓発を行った。男女平等推進情報紙「そよかぜ」の3月号特集「防災について身近なことから取り組んでみませんか」で地域活動を取り上げた。
								生涯学習課	生涯学習ガイドブック「コンパス」2,500部発行年1回　50ページ 「広報あさか」に毎月「ようこそ！あさかの生涯学習へ」のページ(月1回　各号1ページ以上)に情報を掲載した。
								公民館	公民館活動(サークル活動)希望団体や、既存サークルへの参加希望者からの窓口相談や、電話問い合わせに対応した。また、各種団体や関係各課からの催事案内の掲示や、情報資料等の設置・配置を実施した。(市内6公民館)
				③	男女がともに地域活動しやすい環境づくり	①	**市民センターの充実**	地域づくり支援課	指定管理者との連絡調整会議等において、女性・男性ともに利用しやすい施設運営となるよう注意、配慮した。 「広報あさか」、ホームページ「ふれあいネットアサカ」を利用した広報活動において、男女平等に配慮されているか再度検討を行った。
						②	**社会教育活動しやすい環境づくり**	公民館	社会教育活動の場としての環境整備のため、各公民館の施設修繕工事や備品購入を実施した。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女共同参画の視点から両立支援情報の提供をした。	5	家庭と職業の両立に関しての多面的な情報提供ができるよう、「広報あさか」や市公式ホームページへの情報提供充実に努める。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	引き続き、事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
資料設置場所を見やすくするなど、環境を整えた。	4	引き続き、事業所などと連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
あさか子どもプラン推進委員会により、計画の進ちょく管理を行った。	5	今後も引き続き配慮していく。
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。男女平等推進情報紙「そよかぜ」で防災をテーマに取り上げた際に、地域活動では男女共同参画が必要なことを取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
町内会、自治会向けに男女共同参画を促す内容の入ったリーフレットを連合会総会時に配布した。男女平等推進情報紙「そよかぜ」で地域活動をテーマに取り上げた。	5	多様な周知方法の検討に努める。
多様化するライフスタイルとライフステージに合った学習機会と、時代に即した学習情報の提供に努めた。	5	引き続き、市民ニーズに合った情報の収集及び提供に努める。
公民館において地域活動活発化を図るため、問い合わせに対して、適切な情報提供を心がけた。また、各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を来館者に分かりやすく目に留まるように掲示・設置するよう努めた。	4	継続して実施する。
各事業を実施するに当たり、性別による不合理な取り扱いがないように配慮を行った。	5	今後においても引き続き配慮していく。
各公民館において施設の修繕及び備品購入を行った。修繕・工事に際しては安全面に注意を払うとともに、休館日に実施する等、利用者への便宜を図った。	4	各公民館ともに施設や備品の老朽化が進んでいるため、年次計画書等に基づき、施設維持管理や備品の充実に努めていく。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	3 **働く場での男女共同参画の促進**	① 男女格差がない職場づくりの促進	① **雇用・就労に関わる法制度の周知**	産業振興課	雇用・就労に関わるパンフレットなどの資料を窓口等に設置するとともに、県などの労働関係機関や商工会と連携しながら啓発資料の配布等を実施した。
			② **雇用の場における男女平等の啓発**	産業振興課	県などの労働関係機関や商工会と連携を図りながら、職場での男女平等の啓発や労働講座等の開催を呼びかけた。
			③ **事業所への男女格差改善の協力要請**	人権庶務課	「男女平等推進に関する事業所アンケート」を事業所へ郵送する際に男女格差改善のための情報提供を同封し、協力を要請しているが、平成２３年度はアンケートを実施しなかった。
		② 多様な就業形態における就業環境の改善	① **自営業における男女平等についての情報提供**	産業振興課	国県などの作成パンフレット等を窓口などで設置及び配布した。
			② **多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインの周知**	人権庶務課	パンフレット等を市民の目に触れやすい場所に設置し周知した。
				産業振興課	パートタイム労働、派遣労働、在宅ワークなど、多様な就業形態にかかわる指針・ガイドラインのパンフレット等の資料を窓口等に設置し情報を提供した。
		③ 男女平等のモデル職場づくり	① **「男女平等推進プロジェクトチーム」の推進**	人権庶務課	男女平等推進庁内連絡会議幹事会を庁内における男女平等推進のプロジェクトチームとして位置づけし、庁内男女平等推進指針の周知を図ったほか、幹事会において職員アンケートの集計結果をまとめたことでメンバーの意識がさらに高まった。
				職員課	「朝霞市男女平等推進庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームとして、男女平等を推進した。
	4 **能力開発と活動支援**	① 重点P 女性の能力開発支援	① **職業能力開発の情報提供**	産業振興課	県等の労働機関での再就職のための資格取得講座等のパンフレット等資料の窓口への設置、配布や「広報あさか」等による情報提供を行った。
			② **起業支援**	産業振興課	起業家育成セミナーの開催…4回(一般向け３回、高校生向け１回) 起業育成相談業務の実施…２７回 起業家育成資金融資制度の実施…３件 埼玉県創業ベンチャー支援センターとの連携事業等…起業家育成セミナー後援依頼
			③ **再就職に関わる情報の提供と支援講座の開催**	産業振興課	(財)21世紀職業財団の発行する刊行物の配布及び同財団の講演会の周知等情報の提供…随時 朝霞公共職業安定所の発行する求人情報の掲出…毎週1回 就職支援相談や就職支援セミナーなどの実施…相談24回・52件(男性21件・女性31件)/セミナー３回
			④ **女性の能力開発を支援する学習情報の提供**	生涯学習課	市民企画講座…16団体へ補助金交付 学校開放講座…13講座の実施 生涯学習体験教室…27講座の実施 などを通じて情報提供を行った。
			⑤ **能力開発に関わる情報提供や、講座等開催に伴う施設の提供**	公民館	関係団体・各課からの学習情報冊子の設置・配布やパンフレット類の掲示、施設利用依頼による活動場所(部屋）の提供を行った。(市内6公民館)

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
商工会職員に向けた男女平等意識の周知及び資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	引き続き、事業所や県などの労働機関及び商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
商工会職員に向けた男女平等意識の周知。資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	引き続き、事業所、県などの労働機関及び商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
平成23年度は「男女平等に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。	1	平成23年度は「男女平等に関する事業所アンケート」を実施しなかったが、「朝霞市男女平等推進行動計画」の策定のため平成26年度に調査を行う。
資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	商工会との連携を図る。また、資料設置場所の環境を整備する。
働く場での男女共同参画が促されるような情報提供を行った。	5	多様な就業形態に関係した情報を整理し、啓発冊子等にまとめて情報提供を行っていく。
資料設置場所を見やすくするなど環境を整えた。	4	引き続き、資料設置場所の環境を整備する。
幹事会体制の強化を図り、職員自らが積極的に男女平等を推進する体制づくりを行い、また、職員の意識を掘り下げることで問題点を明らかにし、男女平等の推進強化を促すことができた。	5	庁内における男女平等の具体的な推進方法の検討をしていく。
「朝霞市男女平等庁内連絡会議幹事会」を庁内における男女平等の推進プロジェクトチームと位置づけ、推進を図った。	4	今後も積極的に協力していきたい。
資料の設置場所を見やすくするなどの環境を整えた。	4	引き続き、資料の設置場所の環境を整備する。
男女問わず起業を考えている方から開業間もない方まで、トータル的にサポートできるように各事業を組み合わせた。	4	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
資料設置場所を見やすくするなど環境を整える。 ハローワークなど各種労働機関との連携 市独自事業の実施	4	資料設置場所の環境整備や労働機関等との連携の強化を図る。
多様化するライフスタイルに合った学習機会の情報提供に配慮した。	5	引き続き、多様な市民ニーズの把握に努める。
関係団体へは公民館活動サークルとして登録した上で、活動場所(部屋)や器材の貸し出しを行った。また、関係各課が実施する講座に際し、優先的に会場を提供し、ポスター等の掲示を行った。	4	継続して実施する。

施策目標	施策の方向	主要な施策	事業名	担当課	事業実績
5 男女の自己実現支援	4 能力開発と活動支援	② 自己実現に向けた活動支援	① **（再掲）起業支援**	産業振興課	起業家育成セミナーの開催…4回(一般向け３回、高校生向け１回) 起業育成相談業務の実施…２７回 起業家育成資金融資制度の実施…３件 埼玉県創業ベンチャー支援センターとの連携事業等…起業家育成セミナー後援依頼
			② **地域福祉基金による補助金支援**	福祉課	平成２３年度実績　２５団体　1,699,500円 6月広報　8月交付決定
		③ ネットワークの構築支援	① **団体等の情報提供と交流の促進**	生涯学習課	生涯学習ガイドブック「コンパス」やホームページ「ようこそ！あさかの生涯学習へ」等により制度の周知と活用の啓発に努めた。 生涯学習体験教室27講座を開催
			② **団体等の情報提供**	公民館	「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」に講座・講演の開催やサークル情報を掲載し、通知するとともに、市民からの窓口や電話等での相談・問い合わせに対応した。また関係各課からの依頼を受け、資料・チラシ等を配置した。(市内6公民館)
		④ **重点P** 推進拠点施設の設置に向けた検討	① **推進拠点の整備**	人権庶務課	(仮称)朝霞市女性センターの機能について、男女平等推進審議会から市長への答申を平成23年2月17日に行った。国家公務員宿舎内に(仮称)朝霞市女性センターを設置する計画に基づき事務を進めていたが、宿舎の建設が中止となったため、(仮称)朝霞市女性センターの設置場所を新たに検討した結果、中央公民館・コミュニティセンター内を改修し、平成25年1月に開設することが決定した。
				生涯学習課	人権庶務課の実施内容に準ずる。

施策目標達成のために配慮した内容	事業達成状況	今後の課題・見直しの方策
男女問わず起業を考えている方から開業間もない方まで、トータル的にサポートできるように各事業を組み合わせた。	4	新規事業について、実施上の問題点などを分析し、対応策等の検討を行う。
おおむね配慮されていると考える。	5	市民活動の活性化を図ることにより、女性の地域参加を促していく。
体験教室等を通じ、参加者の交流を図り、学びのネットワークづくりに配慮した。	5	引き続き、学びのネットワークづくりを支援するため、参加者や講師が交流できる機会や情報提供に努める。
各種団体や関係各課からの掲示物や情報資料を、来館者に分かりやすく、目に留まるように掲示・設置するよう努めた。また、市民からの問い合わせには、これら各種団体や関係各課からの資料や、「広報あさか」や生涯学習ガイドブック「コンパス」等に基づき情報提供した。	4	継続して実施する。
男女の能力開発と活動支援、市民等の男女平等の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設の開設に向けて準備を進めた。	5	平成25年1月に（仮称）朝霞市女性センターを開設できるよう準備を進める。
人権庶務課の実施内容に準ずる。	―	人権庶務課の実施内容に準ずる。

女性委員の登用率の現状値　　平成24年3月末日現在

（人）

	設置根拠	名　　称	課　名	男性	女性	計
1	法必	本庁舎衛生委員会	職員課	7	2	9
2	法必	固定資産評価審査委員会	課税課	3	0	3
3	法必	介護給付費等の支給に関する審査会	福祉課	5	5	10
4	法必	民生委員推薦会	福祉課	10	4	14
5	法必	介護認定審査会	長寿はつらつ課	24	16	40
6	法必	国民健康保険運営協議会	保険年金課	17	1	18
7	法必	教育委員会	教育総務課	2	3	5
8	法必	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	2	4
9	法必	公平委員会	選挙管理委員会事務局	2	1	3
10	法必	監査委員	監査委員事務局	2	0	2
11	法必	農業委員会	農業委員会事務局	18	2	20
12	法任	環境審議会	環境保全課	15	0	15
13	法任	廃棄物減量等推進審議会	資源リサイクル課	6	4	10
14	法任	都市計画審議会	都市計画課	10	0	10
15	法任	下水道審議会	下水道課	10	3	13
16	法任	水道審議会	水道経営課	10	2	12
17	法任	青少年問題協議会	生涯学習課	14	7	21
18	法任	スポーツ推進審議会	スポーツ課	13	2	15
19	法任	博物館協議会	文化財課	6	4	10
20	法任	文化財保護審議委員会	文化財課	7	1	8
21	法任	公民館運営審議会	中央公民館	8	7	15
22	法任	図書館協議会	図書館	4	3	7
23	条例	男女平等推進審議会	人権庶務課	5	7	12
24	条例	男女平等苦情処理委員	人権庶務課	1	1	2
25	条例	情報公開・個人情報保護審査会	市政情報課	2	1	3
26	条例	情報公開・個人情報保護審議会	市政情報課	7	3	10
27	条例	総合福祉センター運営協議会	福祉課	6	7	13
28	条例	児童館運営協議会	子育て支援課	3	7	10
29	条例	緑化推進会議	都市計画課	11	3	14
30	条例	開発事業等紛争調停委員会	建築課	5	1	6
31	条例	学校給食運営審議会	学校給食課	11	3	14
32	条例	コミュニティセンター運営審議会	コミュニティセンター	5	3	8

	設置根拠	名　　称	課　名	男性	女性	計
33	規則	保育園運営審議会	子育て支援課	5	10	15
34	規則	社会教育委員会議	生涯学習課	11	4	15
35	要綱	外部評価委員会	政策企画室	7	3	10
36	要綱	行政改革懇談会	政策企画室	9	1	10
37	要綱	広報モニター会議	市政情報課	3	9	12
38	要綱	環境基本計画策定検討委員会	環境保全課	15	2	17
39	要綱	農業祭運営委員会	産業振興課	10	0	10
40	要綱	農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会	産業振興課	24	0	24
41	要綱	障害者自立支援協議会	福祉課	8	9	17
42	要綱	障害福祉計画策定委員会	福祉課	10	15	25
43	要綱	障害者プラン推進委員会	福祉課	13	12	25
44	要綱	手話通訳者等派遣事業調整会議	福祉課	5	2	7
45	要綱	第２期朝霞市地域福祉計画進行管理委員会	福祉課	6	6	12
46	要綱	あさか子どもプラン推進委員会	子育て支援課	7	14	21
47	要綱	要保護児童対策地域協議会（代表者会議）	子育て支援課	12	6	18
48	要綱	要保護児童対策地域協議会（実務者会議）	子育て支援課	11	16	27
49	要綱	育成協議会	子育て支援課	7	31	38
50	要綱	育成保育審査委員会	子育て支援課	3	11	14
51	要綱	高齢者福祉計画推進会議	長寿はつらつ課	13	4	17
52	要綱	地域包括支援センター運営協議会	長寿はつらつ課	6	4	10
53	要綱	地域密着型サービス運営委員会	長寿はつらつ課	6	4	10
54	要綱	健康まつり実行委員会	健康づくり課	7	1	8
55	要綱	あさか健康プラン２１推進委員会	健康づくり課	7	10	17
56	要綱	学校給食用物資選定委員会	学校給食課	8	7	15
57	要綱	生涯学習計画策定委員会	生涯学習課	6	9	15
58	要綱	子ども読書活動推進計画策定委員会	図書館	8	11	19
59	要領	教育行政施策評価会議	教育総務課	9	5	14
60	要領	教育委員会腸管出血性大腸菌O-１５７等食中毒予防・対策委員会	教育管理課	16	7	23
61	規程	表彰審査会	秘書室	7	1	8
62	規程	健康づくり推進協議会	健康づくり課	11	3	14
63	規程	就学支援委員会	教育指導課	22	15	37
合計				543	337	880
				61.7%	38.3%	100%

＊指標・数値目標については、P.31を参照